

日越共同イニシアティブ 第4回モニタリング報告書

2005/11/29

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
全体						<ul style="list-style-type: none"> ・首相は2005年4月8日付けで、投資環境改善策に関する指示13号を公布した。この指示には、共同イニシアティブの実施における各省庁の責任について具体的に規定されている。本指示におけるほとんどの項目の実施期限は2005年中とされている。 ・2005年11月29日、投資法及び企業法が国会を通過した。この法案には共同イニシアティブで公約された内容が盛り込まれている。 				<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に記載された項目を取り込んだ第三次貧困削減支援貸付（PRSC3）に対して、20億円の協調融資を実施。さらに、第四次貧困削減支援貸付（PRSC4）では25億円の協調融資を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次PRSCのアクションに含まれた項目の実施状況を確認していく。 	首相指示13号（13/2005/CT-TTg、2005年4月8日）
1 裾野産業の育成・誘致・活用	(1)裾野産業の育成 ①裾野産業育成マスタープランの策定	速やかに実施	MPI、MOI	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・工業省は、計画投資省と密接に連絡を取って策定を実施し、そのプロセスにおいて外資を含むビジネス界からのコメントを聴取する予定。 ・日本側は以下要請する。 ー2005年中のマスタープランの完成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首相は2004年12月22日付けで、指示47号を公布した。指示はMOIが中心になって裾野産業育成案を策定するよう委任している。同案は、裾野産業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目途として作成する。同案作成においてまず重視されるべき事項は、縫製品・（革）履物産業に供する原材料・補助材料の生産、また、機械製造・電機電子設備産業に供する部品製造産業の育成である。さらにこれらの計画は、各産業及び各地方の開発計画に整合性を持つものでなければならない。 ・首相指示13号に基づき、工業省は四輪車、二輪車、電子、繊維及び皮革等の裾野産業のマスタープランを策定している。セクター別のワーキンググループが、現在第一次ドラフトを作成中で、2005年12月に完成する見通しである。首相への提出は2006年第3四半期となる見通し。 ・工業省は、現在上記の5つの分野における裾野産業開発マスタープラン、特にセクター別の概念、定義、境界、要求及び詳細内容について困惑している。上記の問題を明確化するために、日本の協力を必要としている。 	△			<ul style="list-style-type: none"> ・計画投資省（MPI）の中小企業庁（ASMED）に専門家派遣中。 ・第一回裾野産業育成セミナー（2005年1月26日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回、第3回裾野産業育成セミナー 	首相指示47号（47/2004/CT-TTg、2004年12月22日）

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
②経営・技術訓練センター及び技術支援センターの創設		MPI, MOI		・工業省は、傘下の企業に対し、センターをPRする。	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年5月12日付の計画投資大臣決定290号(290/GD-BKH)にもつきハノイ、ダナン、HCMCに技術支援センターが設立された。2005年1月10日、計画投資大臣は決定17号(17/QD-BKH)により3つのセンターの活動規制を發布した。 ・2005年11月現在、上記3つのセンターの活動状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> —北部センターには11人のスタッフが勤務。日本政府の支援要請と共に、センター建物設立のための土地を確保中。予定では、センターの活動開始時には35-40人のスタッフを見込んでいる。 —中部センターは既にダナン市(47 Ngo Gia Tu str., Hai Chau District)にセンターを設置した。センターには現在10人のスタッフがいる(1人追加を検討中) —南部センターは既にホーチミン市(33 Ngo Thoi Nhiem, District 3)にセンターを設置した。現在9人のスタッフがいる(1人追加を検討中) ・中小企業技術支援センター(ハノイ)に関する建設計画の具体化が、当初見込みよりも遅れている。 	○				・中小企業技術支援センターに対する技術支援を実施予定。	
③地場裾野企業のデータベース化		MOI		<ul style="list-style-type: none"> ・日本側は、VCCIのデータベースに改善すべき点があれば、工業省とVCCIに提案をする。 ・日本側は以下要請する。 <ul style="list-style-type: none"> —工業省内でデータベースの責任部署を決めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・VCCIのホームページ(www.vcci.com.vn/dbdn)において、データベースを公開している。 ・MOIのホームページで総会社の情報を公開している。 ・実際、ベトナムの裾野産業はばらばらの状態であり一括管理がなされていないことから工業省は裾野産業の情報のデータベース化は外国投資企業を含む利用者にとって不可欠であるとしている。しかしながら、実際に必要な情報を盛り込んだ利用価値の高い裾野産業のデータベースの構築については、裾野産業企業の実体に係る調査のための時間とマンパワー及び費用が必要。現在では、情報、マンパワー及び費用の不足から実施困難な状況。 <p><ベトナム側提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの専門家は裾野産業データベースの構築に関して十分な経験と知見を持ち合わせていない。JETROは既にベトナム裾野産業分野における企業調査をいくつか実施していることから同分野における情報がある程度集積されている。このことから、工業省は日本側へ、上記作業の円滑化のために情報のシェア及びマンパワー及び財政支援を提案する。 <p>【日本側は、MOIのホームページには工業省傘下の総会社の連絡先しか掲載されておらず、情報量が不十分として△と評価。ベトナム側は一定の進展があるので○と評価。】</p>	P			<ul style="list-style-type: none"> ・裾野産業の掘り起こし・育成を図るため2004年2月～3月にかけて、JETRO専門家を派遣した。主に機械、電機・電子、2輪・4輪産業界における現地企業と進出日系企業の実態調査を実施し、現地企業リストを作成した。 ・金型、プレス、樹脂成形、鋳物、表面加工の5分野で、2004年12月から2005年2月にかけてJETRO専門家を派遣。 ・品質管理のJETRO専門家を派遣 		

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
④裾野産業工業団地の設置		MOI			<p>・この問題は首相指示13号で規定された。それによると、MOIはこの案を完成させて、2005年第2四半期に首相に提出する責任を負う。</p> <p>・裾野産業工業団地については、裾野産業マスタープランドラフトに記載している。</p> <p>・2005年11月現在、産業戦略研究所がマスタープランのドラフトを策定中。今後セミナーを開いて意見を聴取する。ドラフトでは裾野産業工業団地の設置(電子産業、縫製産業)を記載する予定。</p> <p>【日本側は、客観的な判断として進捗が遅れているので△と評価。ベトナム側は鋭意策定を進めているので○と評価。】</p>	P					首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
⑤裾野産業への恩典措置(資金調達支援、人材育成訓練支援、技術情報提供、見本市への参加)		MPI、MOI		・マスタープランのセミナーを通じて情報を提供する。	<p>・首相は2004年12月22日付けで、指示47号を公布した。指示はMOIが中心になって裾野産業育成案を策定するよう委任している。同案は、裾野産業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目的として作成する。</p> <p>・裾野産業への恩典措置については、裾野産業マスタープランドラフトに記載している。</p> <p>一投資の優遇、ファンドの設置、土地の賃料、税のインセンティブ、人材育成、技術移転契約等</p> <p>【日本側は、恩典措置が実施されていないので△と評価。ベトナム側は○と評価。】</p>	P			<p>・中小企業支援事業(2ステップローン)を実施(2005年度～)</p> <p>・2004年12月20日、ホーチミン市において、JETROが日系企業・現地企業の部品取引を促すための逆見本市を開催。</p>	<p>・JETROは、2005年11月、ハノイで部品取引促進の商談会、セミナーを実施。</p>	首相指示47号(47/2004/CT-TTg、2004年12月22日)
(2) 裾野産業の誘致	可及的速やかに実施	MPI、MOI、MOF	WT7 WT2 WT3	・投資法の政令案について、日本企業から意見聴取する。							
ベトナム政府は、外資系裾野産業に対する税制上の優遇措置を強化するため改正法人税法施行細則政令の制定を通じて特定の裾野産業に対する税制上のインセンティブを強化する。					<p>・首相指示13号において、財政省が関連省庁と連携して、2005年第2四半期に、法人税法施行細則政令164号第37条に基づき、特別投資奨励案件リストを首相に提出することが規定されている。この中で2輪車及び4輪車の部品産業を誘致するための優遇措置を規定する予定。工業省と計画投資省が、誘致する分野を決め、これに基づき財政省が具体的に税制を決定する。</p> <p>・全体的な措置は、2004年12月22日付指示47号に従って工業省が策定中のマスタープラン案の中で検討。</p> <p>・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において特別投資奨励案件が規定されている。</p>	○					首相指示47号(47/2004/CT-TTg、2004年12月22日)
(3) 外資系裾野産業の活用											
①EPZ・EPE企業販売分の現地調達率算入:ベトナム政府は、組立企業がEPZ・EPE企業から部品・原材料を調達する場合であっても、当該組立企業がEPZ・EPE企業からの調達分を現地調達率に算入することを認める。	この場合の現地調達率算定のガイドランスを2004年に出す。	MPI、MOF、MOI	WT7		<p>・ベトナム政府は今後、現地調達率による関税の差別などパフォーマンス要求はしない(自動車に限って2006年まで実施)。現地調達率は指標としてしか利用しない。このためガイダンスを作成する意義は薄い。</p> <p>・越政府は、組立企業が輸出加工区内の企業及び輸出加工企業が部品及び原材料を仕入れる場合に、それらを現地調達率に計上することを許可した。</p>	◎					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	②EPZ・EPE企業の国内販売手続きの簡素化:ベトナム政府は、EPZ・EPE企業が国内市場向け組立企業へ製品を販売するとき、日本を始めとする諸外国の例にならない、保税区域間における物品取引と類似の簡便な手続きを採用する。	半年目途以内	MPI、MOF	WT7		・MPIは、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地についての政令36号の改正案を政府に提出した。その後首相からの指導により修正して再提出した。(輸出加工区に進出している企業及び輸出加工企業が国内市場で製品を販売する際の許可申請手続の簡略化を明記。) ・2005年秋の国会で審議されている投資法を踏まえて手続を規定する必要があるため、政令の公布は投資法が国会を通過した後になる。	△					
	③ EPZ・EPE企業が国内販売する際に適用される関税:ベトナム政府は、EPZ・EPE企業の国内販売に関して、当該製品がCEPT適用条件を満たす限りCEPT/AFTA税率を適用するための規則を制定する。		MOF	WT7		実施済み。 ・財政省公文書736(財政省公文書736/TCHTQT(2004年1月19日)): 輸出加工企業が国内市場において販売する商品(2003年7月1日以降輸入品として税関に申請したもの)に対し、下記の条件を満たす場合はCEPT関税が適用される。 — 2003—2006年のCEPT/AFTAの関税引き下げリストに記載されている品目であること。 —ASEANの原産地証明書(フォームD)の基準を満たしていること。	◎					財政省公文書736/TC-H TQT(2004年1月19日)
2 外資系企業向けの法人税優遇措置の明確化	(1) 外資法に基づく優遇税制維持 ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、別途外資法に規定されている外資系企業に対する法人税の優遇措置(10%、15%、20%の優遇税制)には、投資ライセンスの形態が変更されない限り何ら影響を与えないことを確認する。	即座に実施	MOF、MPI	WT3	・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。	・財政省は政令164号を改正、補則した。政令152/2004/ND-CPを公布した。 ・計画投資省は財政省と協力し、同政令改正によるインパクトへの評価を継続。 ・2004年10月25日、日本商工会は、財政省に対し、ハイテク企業の優遇税制の復活と首相裁定案件の明確化と優遇税率(例えば10%)の全期間適用につき、改善申し入れた。 ・特別奨励投資プロジェクトのガイドラインについては、首相の2005年4月8日付指示13号で規定された。それによると、MOFがこの問題について2005年第2四半期に首相に提出する責任を負う。ガイドラインに分野・地域等の基準を設定することを検討中。 ・首相指示13号において、MPIが2005年第2四半期にハイテクパーク以外の場所に投資をするハイテク企業に対する優遇制度を策定し、首相へ提出することを規定。 ・首相指示13号においてMOFがMPI及び関連省庁と連携して法人税に関する新規規定の実施過程で発生する問題点の解決に係るガイダンスを公布することを規定。 ・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において、特別奨励投資プロジェクト及びハイテクパーク以外の場所に投資をするハイテク企業に対する優遇税制について規定されている。 ・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。	○					政令152/2004/ND-CP 首相指示13号 (13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。	2003年末				・法人所得税法の各施行細則政令は、この問題について明確に規定している。 ・投資法の政令案において、特別奨励投資プロジェクト及びハイテクパーク以外の場所に投資をするハイテク企業に対する優遇税制について規定されている。	○					
	(2) 既進出企業の既存インセンティブの確保											
	ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、既に進出している企業が既に得ているインセンティブには何ら影響を与えないことを確認する	即座に実施	MOF	WT3		・既進出企業に対する既存恩典(税制等)は確保された。	◎					
	また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。	2003年末前に可及的速やかに実施				・通達88号(2004/9/1)において明記された。	◎					通達第88号(2004/9/1)
3 個人所得税の改善	(1)ベトナム政府は、2004年に国会に個人所得税法の改正を提案する。その中で、周辺諸国との競争力を担保するため個人所得税の最高税率の引き下げに関する提案も含める。	2004年の次期個人所得税法令改正時	MOF	WT3		・実施済み。国会常務委員会において高額所得者の個人所得税法令第14号(14/2004/PL-UBTVQH11)が採択され、7月1日から施行。 ・その中で、外国人の個人所得税の最高税率は50%から40%に引き下げられた。	◎			・日本の財務省財務総合政策研究所により行われているベトナム財政省に対する税制改革支援プロジェクトの枠内で、個人所得税法に関する支援を強化・実施中。		個人所得税に関する法令第14号(14/2004/PL-UBTVQH11)
	(2)ベトナム政府は、2006年中に新個人所得税法を制定することを国会に提案する。また、この新個人所得税法においてベトナムに適した所得控除制度を盛り込むことを国会に提案する。	2006年の個人所得税法制定時	MOF	WT3	・新個人所得税法改正に向け、具体的な控除項目・算出方法に関し、日系企業から意見聴取を行う。	・現在、財政省は新個人所得税法の草案を検討しており、2006年11月に国会常任委員会に提出し、2007年中に国会可決を目指す。財政省は控除レベルの算出方法及び項目の内容等の個人所得の控除制度導入を検討している。 ・その他、同省は外国の法律を参考にして、扶養家族控除制度導入を検討中。	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
4 外国投資促進活動の拡大 (ワンストップ・サービスなど)	(1)関係省庁及び地方政府の投資促進活動のための経常予算を確保する。財政省は2001年8月28日の議決に規定されたこの規則の実施の責任を有する。		MPI	WT2		<ul style="list-style-type: none"> ・2004年3月に行われた外国投資に関する会議で、副首相は外国投資促進基金の創設を準備する指示を出した。 ・2004年9月13日、基金の設立について首相府に提案した。 ・2004年11月4日、首相601号公文により基金の設立に同意することが通知された。投資促進基金は国家予算(外資セクターからの収入)が当てられ、各組織、企業からの協力も得ることとする。 ・首相指示13号において、MPIがMOFと連携の下2005年第2四半期に投資促進基金の設置案を首相へ提出することを規定。また、MOFが2006年以降の各省庁及び各地方の毎年の経常支出予算に投資促進活動を計上することを規定。 ・2005年11月現在、計画投資省は2006年から基金を利用するため、外資企業からの税收(法人税、固定資産税、関税等)の約1%(約100bilVND)を基金とする案を検討中であり、年内に首相に提案する。 ・財政省は2006年から地方の経常支出予算に投資促進活動を計上する。 	○	・外国投資庁キャバシティブルディングに係る支援要請あり。			・2006年度技術協力案件として「外国投資環境整備プロジェクト」を採択予定。	首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
	(2)ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許認可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資省が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講じられることを保証する。					<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、地方分権の強化と同時に、外国投資法及び外国投資に関する国際協定を遵守するための法律施行対策を確保することを目的とし、以下の内容を規定する議決08/2004/NQ-CP号を提出した。 一中央と地方の責任と役割を明確化。 一省レベルの実施を中央がモニタリングする機能の強化。 一地方で解決できない問題を、中央に上げて解決する仕組みの構築。 ・首相指示13号において、計画投資省が2005年第2四半期に、投資活動の国家管理に関する各省庁及び地方人民委員会の協力体制に係る規制を策定し、政府へ提出することを規定。 ・計画投資省は、首相指示13号に従い、外国投資を促進するため、以下の提案をワーキングチームを組織して策定中。 一計画投資省と関係省庁との連携の枠組みの構築。 一地方に権限を委譲し、権限を明確にして、地方の執行能力を高める。 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・PRSC4プログラムで、WTO合意のようなベトナムの加盟する国際条約・協定が国内法令と矛盾する場合、条約・協定が国内法令に対して優先する制度の確立がPRSC4アクションに、行政手続の簡素化・透明性向上のための行動計画作成がPRSC5アクションに含まれた。 ・ベトナム投資セミナー(2004年4月14日大阪、キエム副首相ほか) ・ホーチミン投資セミナー(2004年5月28日大阪、チェット・ホーチミン市書記ほか) 	議決08/2004/NQ-CP号		

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
						<ul style="list-style-type: none"> ・地方への権限委譲については、投資法・企業法の政令において規定される予定(登録で済む案件、審議が必要な案件等についても規定される)。 ・協力体制の案は、投資法・企業法の内容と整合するよう修正中。 ・投資法・企業法の施行後の投資認可等に係る企業と地方とのトラブルは、計画投資省が相談を受け、地方政府を指導し、調整を行う。 				<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム・シンガポール投資協力推進セミナー(2004年7月28日 東京、トゥック計画投資省次官ほか)・ドンナイ省投資セミナー(2004年10月27日名古屋、10月29日東京) ・2005年3月から2年間、MPIの外国投資促進活動とワンストップサービス機能の向上や外国投資関連法整備を支援するための専門家を派遣。 ・ジャカルタ2005年4月27日)、中国・広州(2005年5月18日)で日系企業を対象に投資環境等を説明。 ・ベトナム投資セミナー(2005年7月26日大阪、7月27日東京、9月5日名古屋(愛知万博ナショナルデーイベント)、2005年9月6日東京) ・JETROは国内各地で投資環境等に関する講演のため講師を派遣した(11回)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在香・星進出日系企業による逆見本市視察等のミッションを派遣(2005年11月27日~30日) ・逆見本市併催でセミナー開催(11月28日ハノイ) 	
5 主要産業の発展戦略とM/Pの策定	(1)ベトナム政府は、「産業発展戦略」、「M/P」の策定過程において、外資系企業の意見を十分に聴取する場を必ず設けることを約束する。	即座に実施	MPI	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・計画投資省は「計画・企画に関する法令を2006年6月の国会に提出し、同国会で通過させる予定。同法令には様々なレベルの計画・企画を策定する際の手続き(意見聴取の対象、意見聴取の方法を含む)を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越政府は、各省庁、地方省に対し、セクター別開発戦略及びマスタープランの立案時にはこれらの約束を厳守するように指導する。 ・次期5カ年計画について、国際コミュニティを含む関係者から広範な意見聴取を実施した。 ・各マスタープラン、計画(2006~2010年の5ヶ年計画を含む)の策定については、広く意見を聴取し、国際コミュニティから高く評価された。 ・なお、四輪M/Pは十分な意見聴取がないまま首相承認がおりってしまったこと(項目40(1))を踏まえ、現在作成中の二輪M/Pについては、引き続き広く意見聴取を行っていくことが必要と考える。 	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、関税政策、税制などの関連政策と整合性をもった主要産業の発展戦略、M/Pを早期に策定する。	早期に実施				<p>・首相は2004年12月22日付けで、指示47号を公布した。指示はMOIが中心になって裾野産業育成案を策定するよう委任している。同案は、裾野産業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目的として作成する。</p> <p>・首相指示13号において、MOIが2005年第2四半期に二輪車産業開発マスタープランの案を首相へ提出することを規定。また、MPTがMPI及びMOIと連携の下、2005年第2四半期に電子産業開発マスタープランを策定し、首相へ提出することを規定。</p> <p>・2005年11月現在、裾野産業については2006年第1四半期に首相提出予定。電機電子については2006年第3四半期に首相提出予定。2輪車については戦略を首相提出済み。4輪車についてはマスタープランの策定を終え実施計画の案を策定中。</p> <p>【日本側は4輪車以外のマスタープランが策定されていないので△と評価。ベトナム側は○と評価。】</p>	P			<p>・第一回裾野産業育成セミナー（2005年1月26日）</p> <p>・工業省に対し、二輪車産業マスタープラン策定支援のための専門家を派遣中。</p> <p>・郵政通信省に対し、電機電子産業マスタープラン策定支援のための専門家を派遣中。</p>	<p>・第2回、第3回裾野産業育成セミナー</p>	首相指示13号（13/2005/CT-TTg、2005年4月8日）
6 短期滞在ビザ免除の導入	ベトナム政府は、日本人に対する短期ビザ免除(商用含む予定)を2004年の出来るだけ早期に供与する。	2004年の出来るだけ早期	MOF A	事務局		<p>・実施済み。2004年1月1日から、日本人に対し、観光又は商用目的での15日以内のベトナム滞在が、以下の条件を満たしていれば、ビザが免除。</p> <p>－入国時点でパスポートに3ヶ月以上の有効期間がある。－復路又は他国へ行くための交通手段のチケットを有する。－ベトナム国内法により入国禁止措置を受けていないこと。・さらに、7月1日より、一般旅券、公用旅券、外交旅券の種類を問わず、観光又は商用目的でなくとも入国ビザが免除された。</p>	◎					法文書
7 市場参入スケジュールの遵守(日越投資協定)及び外資系商社への市場開放	(1)ベトナム政府は、日越投資協定の発効後はこれに定められたスケジュールに従い製造業分野と製造業の完成品輸入販売を含む輸入・流通分野、金融・保険分野、通信分野、広告分野などの各種分野の外資参入制限を緩和する。また、輸入・流通分野の開放に関するガイドラインを日越投資協定発効後可及的速やかに発出する。	日越投資協定発効後、ガイドラインは可及的速やか	MPI	WT1	<p>・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。</p>	<p>・日越投資協定発効後は、投資協定のスケジュールに沿って市場開放を進めていく。</p> <p>・首相指示13号において、MPIが各関連省庁との連携の下、投資誘致分野の拡大案及び外国投資の投資形態の多様化について研究を継続することを規定。</p> <p>・首相指示13号において、MOTがMPIとの連携の下、2005年第2四半期にサービス分野における外資誘致計画を作成し、必要であれば政府へ法規範の修正、補則を要求すること、及び保健省が医療分野、薬品・ワクチン・バイオロジー商品・医療設備の生産販売の分野への外資誘致のために投資誘致計画を策定し、2005年の第3四半期に首相へ提出することを規定。</p> <p>・MPIは、投資法の策定に併せ、市場開放に関する政令案を策定済み。政令案では分野ごとの参入条件、優遇を定めている。</p> <p>・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において市場参入に関し規定している。</p>	○					首相指示13号（13/2005/CT-TTg、2005年4月8日）

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、日本の「総合商社」の支店機能を拡大する。このためベトナム政府は、地域・国際経済への統合スケジュールに沿った輸出入商品の品目拡大、輸出入バランス規制の緩和等を行うための商業法改正を行うよう国会に提案する。	2005年の出来るだけ早期に国会へ提案	MPI, MOT	WT1	・日本商工会は商業法施行政令案に関する意見書を商業省に提出する予定。商業省と日本商工会議所は、これに基づき意見交換を行う。	・商業省は、改正商業法案を2004年秋の国会に上程し、2005年5月の国会で成立。 ・ドラフトは商業省のHPに掲載し、意見聴取を行った。詳細は、政令45号(Decree45/2000/ND-CP)を改正する政令案において規定。商業省は政令案を公開して、意見聴取を実施した。 ・2005年に改正された商業法(2006年1月から施行)は、商社の出先機関として従来の支店及び代表事務所、合併企業及び100%外資の2つの新形態を追加した。これらの追加は、米越通商協定、日越投資協定等、ベトナムがコミットした国際約束及びWTO加盟に必要とされる規定に整合性を持つもの。現在商業省は2005年改正の商業法の2つの施行細則政令を策定中。それらの政令において、代表事務所、支店、外資商社の設立に関する具体的なガイドラインが提示される。またこれらの政令は2006年1月以前に首相へ上程される予定。 ・商社の支店が設立できるのは、投資法が施行される2006年7月からとなる見通し。	○					
8 不当な投資ルールの廃止	ベトナム政府は、日越投資協定の発効時に即座に80%輸出義務規定(一部品目除く)及び取締会全会一致ルールを廃止するとともに、同協定に定められたスケジュールに沿って現地調達要求規制及び二重価格制を撤廃する。	投資協定に定められたスケジュールに沿って実施	MPI	WT1	・80%輸出義務については、昨年の政令27の制定により原則廃止された。但し、一部品目に関しては日越投資協定に基づき引き続き80%輸出義務を維持される。	◎			PRSC4のアクションに含まれて達成された。		政令27/ 2003/ ND-CP 「外国投資法施行細則政令24号改正」 (2003年3月19日)	
			MPI		・2005年11月29日、企業法が国会を通過した。同法において、全会一致制の規定は廃止された。	◎						
			MOI		・首相は2004年12月28日付けで、2005年1月1日からベトナム人と外国人に対する電気料金を統一する決定第215/2004/QD-TTg号を公布した。これにより二重価格制度を完全に廃止した。	◎			首相決定 215号 (215/2004/ /QD-TTg, 2004年 12月29日)			
			MOST		・現地調達要求に関しては、日越投資協定の発効とともに、日本の投資家に対しては四輪(2006年末まで、最高5%)を除き現地調達要求が廃止された。 ・2004年10月1日、科学技術省は4輪車の現地調達率に関する通達を公布した(2005年3月17日発効)。しかし、2004年12月19日に日越投資協定が発効したため、同協定が同通達より優先して、日系企業が同通達に従う必要はない。	◎			MOST大臣決定28号			

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
9 100%外資が認められる分野の明確化	(1)外資法施行細則政令上のネガティブリストに記載されている分野以外の全ての分野で100%外資の参入を認める旨を法律に規定することを次期外資法改正時に国会に提案する。	次期外資法改正時に国会に提案	MPI	WT1	・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。	・投資法、企業法案に「条件付き投資分野以外であれば100%外資企業も含め全ての投資形態を選択可能」という内容を記述している。投資法、企業法は、2005年11月29日に国会を通過した。 ・首相指示13号において、MPIが各省庁及び省レベル人民委員会と連携の下、2005年第3四半期に、「投資が認可されない、また、投資が条件付きとなる投資分野のリスト」の修正案を見直しの上作成し、政府へ提出することを規定。 ・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において投資が条件付きとなる投資分野を規定している。	○			・PRSC4において、所有形態による無差別原則を定めた企業法の成立及び投資法成立がPRSC5のアクションに含まれた(前者はトリガー)。		
	(2)次期外資法改正に伴う施行細則政令(政令27)改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。	次期外資法改正時										
10 労働法	(1)無期限労働契約											
	① ベトナム政府は、2004年以降、引き続き労働訴訟の事例情報を外資系企業に対してもっと積極的に開示するとともに、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。	2004年以降早期	MOLISA	WT4	・これらセミナーを開催する際には、案内状を日本商工会に送る。	・2004年11月15日、ストライキに関する手続きについて、外国投資家から意見聴取を行った。 ・2004年11月24日、ホーチミン日本商工会から意見聴取 ・ストライキに関する法律及び社会保障に係る法律の策定過程において、MOLISAは、2005年6月及び7月にかけて、ホンダ、キャノンを含む多くの企業の意見を聴取した。2つの法案は2005年11月の国会で可決された。 【日本側は、日本商工会へセミナー案内が送付されなかったため△と評価。ベトナム側はセミナーに一部の日本企業が参加したので○と評価。】	P					
	② ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見聴取、他国の制度との比較を通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。				・日系企業から意見聴取する。意見聴取の案内は日本商工会とJETROに送付する。 ・日本側は以下要請する。 一早期に方向性を明らかにすること。 一ベトナム政府が検討の上、強制無期限契約について改正する方向との結論が得られた場合、早期に労働法を改正すること。	・労働省が労働法の修正過程で研究している。企業から意見を直接聴取しているところ。様々な要因を検討しているが方針は決めていない。 ・労働法の改正時期は決まっていない。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、無期限労働契約に関する規定の見直し・撤廃案を首相へ提出することを規定。 ・首相指示13号に関し、2005年中に首相に提案を手出する予定。現状維持、無期限と有期限を併存させる、前の労働法の規則を使う、という3つの意見があり、第2の意見が有力。 ・首相への提案後、広く意見を聴取する。	○					
	(2)年次有給休暇の残業代											
	ベトナム政府は、次回労働法改正時に、有給休暇における勤務を残業代の対象とすることの是非について検討し国会に提案する。		MOLISA	WT4	・日系企業から意見聴取する。意見聴取の案内は日本商工会とJETROに送付する。 ・日本側は以下要請する。 一早期に方向性を明らかにすること。 一ベトナム政府が検討の上、有給休暇における勤務を残業代の対象とすることについて改正する方向との結論が得られた場合、早期に労働法を改正すること。	・労働省が労働法の修正過程で研究している。企業から意見を直接聴取しているところ。様々な要因を検討しているが方針は決めていない。 ・労働法の改正時期は決まっていない。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、有給休暇中に残業手当と同じ賃金を適用する必要性・合理性の検討案を首相へ提出することを規定。 ・首相指示13号に関し、2005年中に首相に提案を手出する予定。 ・首相への提案後、広く意見を聴取する。	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
11 土地法	(1)全ての外資系企業に対して一括払いによる土地所有権の取得を認める。	土地法の改正案を2003年下期国会において通過	MONRE	WT2		・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	◎					改正土地法、政令181/2004
	(2)一括払いで取得した土地所有権及び付着する資産(建物等)に関してリース、出資、ベトナムで活動が認められている金融機関からの借入れ抵当権の設定を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	◎			・PRSC4のアクションとして、土地法実施令(土地所有権登録・価格設定)の公布がなされ、さらに各Provinceでの土地登録局設立がPRSC5のトリガーとして含まれた。		
	(3)分割払いでリースを受けている、土地に付着する資産(建物等)に関して譲渡、上記抵当権の設定を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	◎					
	(4)土地利用期間が50年(70年)である場合は更に50年(70年)の更新を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	◎					
12 部品・原材料等の輸入計画申請制度の廃止	ベトナム政府は、部品・原材料等の輸入計画申請制度を廃止する	2年以内に実施	MOT	WT7		・外資系企業の生産用部品・原材料の輸入計画承認制度の廃止について、商業省は2005年3月4日付けで文書第1002/TM-KHDT号を首相に提出し、現在首相の指導意見を待っているところである。 ・商業省はガイドラインを作成する予定。 ・2005年3月4日、商業省は、公文書(No.1002/TM-KHDT)をもって、原材料及び代替部品の輸入計画承認制度の廃止について首相に報告した。 ・2005年4月6日、首相府は公文書1753(1753/VPCH-QHQT)により、本件に関し、商業省の意見に賛成する旨のプー・コアン副首相の意見を伝えた。また、計画投資省へは政令24号を改正するよう指示した。計画投資省は、統一投資法案改訂作業において本件を考慮した上、輸入計画申請制度を廃止する内容の政令案を策定した。 ・投資法が施行される2006年7月から実施される見込み。	○					商業省公文書未入手

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
13 技術移転の促進	(1)ベトナム政府は、現在検討中の技術移転に関する施行細則政令(政令45)の改正により民間企業に関してはロイヤリティ金額の上限を廃止する(1年以内に実施)。また国営企業の資本参加を得ている企業に関してはロイヤリティ金額の上限廃止に向けた緩和を行う。	ロイヤリティ金額の上限を廃止する(1年以内に実施)	MOS T	WT6		政府は、2005年2月2日付けで技術移転の細則に関する政令第11/2005/ND-CP号を公布した。これは1998年7月1日付政令第45/1998/ND-CP号に代わるものである。新政令は、▽技術移転の金額の制限規定を廃止し、決済方法を多様化した▽技術移転による出資額制限規定(法定資本の20%を限度とする)を廃止した▽技術移転契約の効力発生日及び技術移転の決済起日に関する規定を廃止して、各側(購入側・販売側)の合意に任せることとした▽技術移転契約の内容に関する細則を廃止して、必要最小限の必須条項のみ規定し、具体的内容は各側(購入側・販売側)の決定に任せることとした▽技術移転契約の承認制度を廃止して、企業は契約登録手続きをするだけとなった。行政登録規定は簡素で、正規書類が受理された日からの審査期間は45日間から15日間に短縮された。また、地方への管理権限委譲が強化された。▽2つの新しい規定が補充された。技術移転に対する税優遇の方向性の確立と、事業特許に関する規定である。事業特許はこれまで法規文書で言及されたことがない。 【ベトナム側は政令45号のガイドラインの状況を文書で提出する。ガイドラインが提出されなければ評価は○】	○					政令11号(11/2005/ND-CP、2005年2月2日)
	(2)ベトナム政府は、次期民法改正時に技術移転契約期間規制の廃止に向けた緩和のため改正提案を国会に行う。	次期民法改正時に実施				・政府は、2004年秋の国会常任委員会に民法改正案を提出した。改正案には、技術移転契約期間規制の廃止が盛り込まれた。民法は2005年6月14日に国会を通過した。	◎					
	(3)技術・ノウハウ等知的価値とその対価に関する越関係者への啓蒙活動を実施する。	2004年7月頃に技術移転・知的財産権に関するセミナーを主要都市数箇所で開催する。			・2005年中に政令11号に関するセミナーをハノイとHCMで開催予定。 ・日本側は下記要請した。 ーアンケートなどにより、啓蒙活動 ーセミナーを継続的に実施すること。	・科学技術省は現在、知的所有、科学技術に対する価値、補償についての啓蒙・普及活動を行っている。2004年にはこれらの問題をめぐるシンポジウムが多数開催された。 ・2004年には、5月にHCMとナムディン、11月にハロンとラクザーでセミナーを開催し、地方政府の職員がのべ455名参加した他、企業も多数参加した。 ・2004年にホーチミン市でテクノロジーマーケットを開催し、22万人が参加し、160件の契約が結ばれた。 ・政令11号に関し、6回セミナーを開催した。 【ベトナム側は啓蒙活動の実施状況について文書で提出する。提出されなければ情報不足により評価は○とする】	P					
	(4)ベトナム政府は、技術移転を促進するため、政令45の改正時に時限措置として優遇税制の導入を検討する。	政令45の改正時	MOF MOS T	WT3 WT6		・2004年1月から法人税の優遇措置を導入した。(政令164及び政令128)	◎					
14 広告宣伝費等のキャップ制度の廃止	(1)ベトナム政府は、国際経済への統合のコミットメントを実施するロードマップに沿って、次回法人税法改訂の作業の中で上限額の廃止を含めて検討する。		MOF	WT3		・国際公約実施スケジュールに適するよう、適切な期間内に改正を研究する。 ・次回法人税法改正(2008年)に向け、情報収集と企業からの意見聴取を行っている。	○				改正法人税法Jは第11期第3回国会(5月3日～6月17日)を通過。	

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、2004年内に、法人税法施行細則政令で14種類の損金算入項目について定義を明確化する。				・引き続き企業からの問い合わせがあればオフィシャルレターで回答する。多くの企業に共通する内容については通達を出す。 ・日本側は以下要請する。 一Q&Aを更にわかりやすく改善すること(論点別の整理、Q&Aの更なる追加など)。	・新しい法人税法の施行のための通達(128号/2003年12月21日)の中で、損金に算入されない費用については記述が詳細になった。しかし損金に算入される費用については定義は変更されていない。 ・通達公布と同時に会計基準を明確にした。 ・典型的な質問についてはQ&Aを冊子「415の税務の質問」にして配布している。また、Websiteで公開する準備をしている。	○					
15 30%以上 出資の合 弁企業 の入札方式 義務付け の廃止	・ベトナム政府は、可及的速やかに、越側出資が30%以上の合弁企業の設備、建築物等の発注に際しての入札方式義務付けを撤廃するために、入札法令の改正案の作成を関係省庁に指示し、国会常務委員会に提出する。	可及的速やかに実施	MPI	WT1	・日本側はこの問題の再検討を要請する。	・2005年11月の国会で審議中の入札法案において、国家の資金を30%以上投入するプロジェクトには入札義務がある旨規定されている。 ・今後策定される入札法の政令では、対象となるプロジェクトの定義として、国営企業が30%以上出資する合弁会社が対象になる旨規定する予定(なお、定義によれば、国営企業が30%以上出資する合弁会社の親会社である国営企業が株式化され、国以外の者が株式を保有して当該合弁会社への国からの出資が計算上30%未満になれば、入札法の対象外となる。)	×					
16 金融機関 の資金・ 資産の海外 運用規制 の廃止	ベトナム政府は、国際約束に沿って可及的速やかに外銀支店及び保険会社の資金・資産の海外運用規制を撤廃する。	可及的速やかに実施	SBV	WT3		<外銀支店> ・国家銀行は決定293/2004/QD—NHNN(2004年3月22日)を公布し、外国銀行、合弁銀行が口座を開設する際に、無期限とするか、期限付きとするかは外国の各信用機関の決定に任せられることとした。	◎					2004年3月22日、国家銀行総裁決定第293号(Decision No.293/2004/QD—NHNN)
			MOF				<保険会社> ・海外運用に関する制約はない。					
17 資本規制 の廃止	(1)現行法では減資は厳しく制約されているが、ベトナム政府は、外資系企業の事業に一層の柔軟性を持たせるために、次期外資法改正時に一定の条件の下に減資を認める法改正を行うよう国会に提案する。	次期外資法改正時に実施	MPI	WT1		・企業法案には、減資に関する規定はない。法案は2005年中に国会に提出され、審議・成立する見通しである。法が施行されれば企業の判断で減資が可能となる。 ・投資法は、2005年11月29日国会を通過した。	◎					
	(2)ベトナム政府は、総投資額に占める法定資本金の下限規制(現行30%)につき、次期外資法改正時に緩和することを国会に提案する。	次期外資法改正時に実施					◎					
18 固定資産 輸入に関 連して起 こる総投 資資本の 定義の問題	ベトナム政府は、固定資産輸入枠の計算時に減価償却累計額を考慮すべきことを明確化するための法文書を制定する。	半年以内に実施	MOT, MOF	WT7		・首相指示13号において、商業省は財政省と協力して、固定資産輸入枠の計算時に減価償却累計額を考慮することに関する指導文書を、2005年第2四半期内に公布する責任を負うことを規定。現在、商業省は財政省に意見を求めているところ。 ・2005年8月16日、商業省は、公文書No.16/2005/TT—BTMを公布した。これにより、固定資産を形成す機械機器・設備及び車両の輸入計算に累計減価償却費を計算することを明確にした。	◎					首相指示13号(13/2005/CT—TTg、2005年4月8日)

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
19 税関実務の 透明性・信頼性・調和化・迅速化・簡素化等	(1)改正京都規約の早期批准		MOF	WT7		<ul style="list-style-type: none"> ・首相指示13号において、MOFがMOJと連携の下、2005年中に改正京都規約の批准草案を首相に提出することを規定。 ・税関総局は、税関の法制度と同規約を比較・評価し、またに対照して、関連のインフラ設備状況を検討した上で、首相に提出するための同規約加盟提案書を作成した。(2005年中の首相に提出するべく、現在各省庁へのヒアリング中)。 ・今後、税関法、電子商業法、投資法、租税法等の改正が必要となる。またインフラのIT化、人材育成が必要。 	○					首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
	(2)新制度の円滑な執行				<ul style="list-style-type: none"> ・貨物検査の更なる簡素化について、ベトナム側は日本側と意見交換をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOFは、新制度を以下の通り執行している。 <ul style="list-style-type: none"> －自己申告制度：実施中であり、更に、2005年初に代理申告制度を実現すべく検討中。税関の代理手続に関する政令No.79/2005/ND-CPを2005年6月16日に公布した。 －手続きの簡素化：輸入は3ステップ、輸出は2ステップと国際的に見て簡素な手続きを実施している。ホーチミン市とハイフォン市において、電子通関を試験的に実施。これが成功すれば全国8カ所に導入し、さらに成功すれば全国に導入していく。ラオスとの協定に基づき、Lao Bao国境(出入国管理所)において1回のみ通関を実施(従来はベトナム側、ラオス側の2回必要だった)。2006年にはカンボジアと同様の協定を結ぶ予定。その後中国とも同様の協定を結ぶ予定。ASEAN内での電子通関に関する検討が進められている。 －商品の分類：国際ルール(HS条約)に則った品目分類を実施している。 －貨物検査：1～10%の比率で貨物検査を実施している。(疑いのある場合には更に高い比率で実施) －事後調査：疑いのある場合にのみできることになっており、今後コンプライアンスに基づく調査を実施する方針。(改正税関法において規定。現在は税関法によって実施できない) ・改正税関法は国会を通過し、2005年5月の国会可決し、2006年1月1日から施行予定。現在、税関総局は、各施行細則 政令を作成中。 ・出入国申告書(CHY2000)を変更する旨財政省に要請した。 ・税関法を遵守している企業に対する優先カード発給の基準に関する財政省大臣の決定を作成する。 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・PRSC4にて新税関法成立がアクションに含まれた結果達成された。 	新制度を規定する文書	

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
(3)適正通関の徹底				・税関総局は、今後定期的に日本企業(工業団地等)との意見交換の場を設ける。	・税関実務システムを再編し、以下の改善を図った。 -ホットラインを設置した。また、企業向けのトラブルシューティング・チームを組織し、疑問について事前の問い合わせがあれば回答している。 -2005年7月からHCM及びハイフォンにて、オンラインで事前申告し、税関が申告を妥当と判断すれば、事前申告の内容でそのまま手続きできるシステムを導入した。 -オンラインで関税の滞納状況を確認できるシステムを導入し、手続きを円滑化した(これまでは窓口で確認してはじめて滞納が判明していた)。全国の都市・省の税関局において、税関申告書別、租税別の税金滞納のモニタリングシステム(強制システム)が展開されている。統一された管理システムのもと企業に対する強制措置が実施されるように、一日単位で情報がアップデートされ、税関総局に送られている。 -商品分類について、デリケートな品目でなければ面会する職員は一名のみとした。 -商品検査と計算は、従来二名の職員が対応していたところ、一名のみとした。	○					
(4)不正取引に対する取締制度・検査手法の整備					・政府は税関の活動範囲及び活動基盤について規定した政令107号(107/2003-NDCP、2003年12月23日付)を公布した。 ・政令107/2003/ND-CP号(2003年12月23日)は、税関の活動範囲、不正取引、密輸、税関法違反の防止における連携体制を規定した。 ・首相は、決定No.65/2004/QD-TTgを公布し、不正取引防止業務を専門とする税関部門の活動を規定し、不正取引防止のための特殊な業務措置の適用を認可した。	◎					政令107号(107/2003-NDCP、2003年12月23日付)
(5)行政機関相互の連携・協力体制の促進					・地方計画投資局、公安、国境警備隊との連携・協力を実施。 ・2004年8月31日、財政省は、輸出税の還付に係る財政省通達87号(87/2004/TT-BTC)を公布した。また、国庫納付に関する通達を公布した。	○					
(6)税関職員の質的向上				・日本側は下記要請する。 一地域、事務所によって統一された対応が図られていないことから、職員の更なる質的向上に向けた取り組みが必要。 ・ベトナム側は税関職員の能力向上のために、下記支援について日本側と意見交換をしていく。 -通関の電子システム化及び電子化した通関システムに適応した組織体制について諸国の経験を学習・視察するスタディツアーの実施支援。 -国内外での集中セミナー、研修の開催支援。	・職員の質的向上に向け、以下の取り組みを実施中。 -JICAプロジェクトの実施について合意。今後、HS分類(含む分析)、事後調査、関税評価分野の地方税関研修における指導員を育成する。 -中央から地方までの職員の資質向上プログラム(近代化プログラム(ベトナム税関マスタープラン2004-2006)及びIT活用促進プログラム)を実施している。 -新規採用に際し、商品知識のある人材を優先的に採用している。 -職員の専門分野を決め、研修により能力向上を図っている。適応できない人は配置転換により適材適所の人事を実施している。 ・不正貿易、不正取引、危機管理に関する日本の税関の技術支援(2005~2006年度)により実施される3コースの研修プログラムを準備中。	○			・「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」実施中。 ・財務省による関税技術協力実施中。		

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
(7)税関手続き関連情報の公開				・日本側からホームページに対する要望があれば、税関総局に申し入れる。	・情報公開に関し、以下の取り組みを実施している。 -2004年10月1日、ホームページ(www.costoms.gov.vn)を開設し、規定等の情報を公開している。 -税関新聞(週二回発行・市販)において、新たな情報を提供している。 -新規の手続きについてはセミナーを開催して説明している。 -VTV2の番組において、税関手続きに関する質疑応答をしている。 -2005年5月から英語版ホームページを公開した。	○					
(8)GATT・WTOに沿った関税評価定義の段階的確立(最低価格制の段階的削減)					・政令60号(No.60/2002/NDCP, 2002年6月6日)及び通達118号(118/TT-BTC、2003年12月8日付)によってWTOルールに則した関税評価手続きが幾つかの輸入品目に対して示された。これらの規定はWTO評価(tri gia)協定を遵守するものである ・通達87号(87/2004/TT-BTC, 2004年8月31日付)により、輸出入品に適用される税率はGATT/WTOの原則に即したものとなった。 ・2005年5月1日から最低価格制は完全に廃止された。 ・現在GATT/WTOルールに従って、税関法および輸出入税法のガイダンス政令を作成中。それらの政令においても最低価格規制は廃止されている。	◎					政令60号(60/2002/NDCP)及び通達118号(118/TT-BTC、2003年12月8日付)通達87号(87/2004/TT-BTC, 2004年8月31日付)
(9)通関時の知的財産権の保護に関する税関手続き関連規則の研究・制定				・企業等から更なる改善要望があれば、改正・補則を行う。 ・税関総局は、日本企業に以下要請する。 -税関総局が商品に関する情報提供を日本企業に要請する際、これに協力する。	・知的財産権保護に関する税関手続きを改善するために、ベトナムは下記の作業を実施した。 -知的財産権法を起草し、国会に上程した。同法の第4章は、知的財産権の実施及び知的財産権に関する輸出入品の国境監査措置の適用について規定している。 -国境における知的財産権の保護規定を含む修正税関法を公布した。 -税関法の施行細則に関する政令を起草した。 -知的財産権に関する輸出入品の国境監査措置施行の細則となる2004年12月29日付財政省・科学技術省共同通達No.129を公布した。	○					通達58/TTLT-BVHTT-BTC date 17/10/2003
(10)事前教示制度の実施				・現在HS2002に基づき実施しているところ、今後HS2007に基づく制度に変更していく。	・通達85号(2003年8月31日)において、輸入前の商品に関する分類の方法を詳しく規定しており、事前教示制度についても規定し、既に実施している。	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
20 税務行政の適正な執行	(1)ベトナム政府は、税務実務の改善(効率化、徴税システムの強化・適正化、地場企業と外資系企業に対する徴税におけるレベル・プレイング・フィールド等)を実現するための継続的努力を行う。また日本のODAの専門家の参画を得て、トラブルシューティングのケーススタディーを行う。		MOF	WT3		<ul style="list-style-type: none"> 2004年11月5日、財政大臣は、税務に関するトラブルの早期解決のため、企業と税務署の対話に関する決定を行った。この決定を受け、税務署と地場企業及び外資企業との対話を定期的に行っており、これを制度改革に活かしていく。 2005年7月から、JICAプロジェクトにより、自己申告納税制度普及のための納税者に対する啓発、税務調査の体制整備等を実施。 税務の発展戦略を公布し、この中で納税者に対するわかりやすい説明などのサポートを規定している。 地方税務署は、税を改正する毎に説明会を開いて説明している。 	○			<ul style="list-style-type: none"> 税務行政改革支援プロジェクトを実施中。 		
	(2)ベトナム政府は、ODAのVAT還付問題などの観点から、可及的速やかに中央政府の中にこれらの問題を解決するための「公開相談窓口」を設置する。					<ul style="list-style-type: none"> 租税総局外国投資税制局が実施中のODAプロジェクトのVAT還付問題の窓口となる。 	◎					
21 知的財産権業務改善	(1)ベトナム政府は、知的財産業務手続きの簡素化を引き続き進める。	半年以内に実施	MOST、MPI	WT6		<ul style="list-style-type: none"> 科学技術省は、特許と意匠に関する通達を出した。通達において、方式審査期間を従来の3ヶ月から1ヶ月に短縮した。また、意匠実体審査は9ヶ月から6ヶ月に短縮した。さらに、発明実体審査期間は18ヶ月から12ヶ月に短縮した。 WTO加盟に向け、知的財産権法が2005年11月19日国会を通過。2006年7月から施行される。 新知的財産権法では、方式審査期間が1ヶ月、意匠実体審査が6ヶ月、発明実体審査期間が12ヶ月。 知的財産権法の成立を踏まえ、既存の政令・通達を2006年7月までに見直す予定(商標に関する通達を含む。) 	◎				<ul style="list-style-type: none"> 通達29/2003/TT-BKHCHN「意匠認定の手續きに係るガイドライン」 通達30/2003/TT-BKHCHN「特許認定の手續きに係るガイドライン」 	
	また、インターネットで企業に対して知的財産権関連情報を提供するためのデータ検索・管理システムを構築する(2年以内)。					<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクトによる工業所有権業務近代化プロジェクトが2004年6月に終了した。 2005年初めからJICAの支援により知的財産権関連情報のデータ検索・提供システムの構築を開始。(このプロジェクトの主要な部分は2年以内に完成予定。) 2005年11月までに、企業がデータベースにアクセスできるシステムを構築して、データベースを公開している。今後、データベース強化と、英語での閲覧を可能にしていく。 	◎			<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権に関する基本情報のデータ構築支援プロジェクトを実施済み。 2005年1月から知的財産情報活用プロジェクトを実施中 		
	さらに、ベトナム政府は、新規、既存の投資家からの知的財産に関するあらゆる問い合わせに迅速に対応できるコンタクト・ポイントとしての知的財産権庁の機能を強化する。					<ul style="list-style-type: none"> 2004年12月から、ホームページを公開し(www.noip.gov.vn)、すべての手続きを公開するとともに、問合せも受け付けている。英語での問い合わせには英語で回答している。 また、知的所有財産権局長にレターを送れば、局長が担当者に指示して回答する。 	◎					
	(2)ベトナム政府は、商標業務を知的財産権庁(NOIP)に戻すべく、政令54/2003/ND-CPの改正を実施する。	即座に実施				<ul style="list-style-type: none"> 政令54/2003/ND-CP号を改正し、2004年2月14日に政令28/2004/ND-CPを公布しており、商標に関する国の管理権限が知的財産権庁に属することを明確に規定している。 	◎					政令28号(28/2004/ND-CP)

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(3)ベトナム政府は、WTO(TRIPS協定)他の国際約束との優先度を見つつ、マドリッド協定議定書へ早期加盟する。					・首相指示13号において、MOSTがMOJと連携の下、マドリッド協定議定書への加盟案を首相へ提出することを規定。 ・2005年11月現在、加盟案はMOFとの間で技術的な問題を調整中。2005年中に調整を終えて首相に提出する予定。	○					首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
22 知的財産 権利執行の強化	(1)ベトナム政府は、模倣品を輸入・製造・流通(市場)の3段階で食い止めるべく、摘発・取締り体制を強化する。具体的には、全ての知的財産権権利執行活動を指導・監視し、投資家からの要請に基づき侵害事例(疑わしい事例含む)に対する調査結果を提供する機能を持つよう127委員会の機能強化を含めた具体策を講ずる。		GO, MOT, MOST	WT6	・日本側は以下要請する。 一知的財産権システムの有効性向上計画の首相決定	・2005年4月から市場管理局のホームページを公開し(www1.mot.gov.vn/qltt)、局と127委員会の業務、取り締まり活動を掲載。 ・侵害事案を解決するため、責任体制を以下の通り構築。 一企業等から127委員会あて(事務局である商業省市場管理局長あて)に要請書を出せば、市場管理局が調査する。 一調査の結果、市場管理局の管轄において処理すべきものについては、そのまま市場管理局が処理する。 一市場管理局の管轄外の場合には、商業大臣が127委員会に諮り、関係大臣(経済警察、科学技術省等)が処理する。 ・科学技術省は、大臣指示18号(18/2004/CT-BKHON,2004年7月14日付)を出した。指示18号には、知的財産権の実施強化及び国内流通品及び輸出製品の品質管理の強化について明記した。 ・2004年9月、知的財産権執行に係るセミナーを開催。 ・2004年12月、MOFとMOSTの共同通達127号において、国境での知的財産権の権利執行について規定。 ・首相府からの指示に基づき、科学技術省は知的財産権の全体システム(権利取得から執行まで)の有効性を向上させるための計画を策定し、首相に提出した。内容は以下の通り。 一裁判所が迅速に差し押さえ・執行等を行えるようにするための執行手続きの簡素化。 一行政処罰の強化(未然防止つながる程度の重い処罰を検討。) 一権利侵害の訴えを受け付ける窓口機関の設置(科学技術省などの検査部局を権限的に拡充していく方針。) ・内務省は、外資系企業の知的財産権保護及び模倣品防止協会の条例を認可する決定を公布した。 ・127委員会は財政省宛に、密輸、模倣品、不正取引の防止事業への経費の支給申請に関する公文書(No.2807/BCD127-TW)を送付した(2005年6月14日) ・2005年の年初9ヶ月間に、密輸、模倣品、知的財産権に違反する製品、品質不合格品を中心とする不正取引41,000件を発見し、処分した。罰金額は、1,400億ドン。	○					模倣品の取り締まり強化に関する商業省公文書(5681/TM-QLTT)が、2003年12月5日に 出された。 大臣指示18号(18/2004/CT-BKHON,2004年7月14日付)

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス	
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件		
	(2)ベトナム政府は、2004年に国家的な模倣品取り締まりキャンペーンを実施する。	可及的速やかに実施	GO, MOS, T, MOT		・日本側は以下要請する。 一キャンペーンの摘発実績をマスメディアに公表すること。	・2004年上半年、模倣品の製造・販売の摘発は増加(約3000件)。摘発の状況についてはマスメディアを通じて周知されている。摘発事案は、種類では意匠、原産地証明、商標の順に多く、品目では食品、化粧品、電機製品の順に多い。 ・取り締まりの状況は市場管理局のホームページで公開している。 ・2005年9月7日、公安省は新たな環境における汚職・密輸の防止強化に関する指示(No.06/2005/CT-BCA号)を公布した。 一密輸、不正取引、模倣品の製造及び販売などの一掃キャンペーンの開始を指示する公電を全国の公安に出した。キャンペーンは現在開始され、2006年1月31日まで実施される。それによると、各地方の公安は、犯罪の組織のリーダー、構成員の発見、密輸、不正取引、模倣品の製造、販売の発見に注力すると共に、速やかに、調査、厳正な処分を行う。専門部門が密輸、不正取引、模倣品の製造、販売、工業所有権違反等の積極的な防止、重点地域・ルート・品目の確定、適切な処理を行うように、又、切実且つ適切な措置を講ずるよう、地方公安は、127指導委員会と共に、地方の行政府及び党委員会に助言する。密輸行為又はその協力を行わないように、マスメディアと協力して、各企業への広報活動を行う。違反行為、犯罪に手を貸す公安幹部を適時に発見し、厳重に処分する。 ・日本の2輪メーカーの要請を受け、模倣2輪車の全国一斉調査を実施した。	◎						
	また、1999年3月6日付の工業財産分野の行政違反制裁に関する政令第12/1999/ND-CPの罰則規定を改正し、知的財産権侵害による罰則が、少なくともそれによって得られる利益を基本的に上回るように改定する				・日本側は以下要請する。 一政令12の改正草案の策定・公布。	・商業分野における行政処罰について、政令175/2004/10/15(政令12/1999/ND-CP号を改正する政令)を公布した。 ・科学技術省は、文化情報省との協力の下、2004年8月に知的財産権の実施に関する全国会議を開催した。 ・科学技術省は、国際経済統合への過程において、知的財産権の保護システムとその方法を改革するという提案を準備しているところ。その内容は、判決執行に係る手続きの簡素化、行政処罰の強化、訴訟受付機関の設置、国民意識向上等。 ・特許に関する行政処罰について、政令12号の改正案を首相府に提出した。行政罰の罰金は大幅に増額し、品物や機械設備について没収できる内容。改正案は、知的財産権法と整合させるため、必要な修正を行う必要がある。なお、罪が重い場合には刑事罰が科される。	○			PRSC4にて、WTO案件に即した知的財産法成立をPRSC5移行のトリガーとすることで促進。		政令175号(2004/10/10)	
23 汚職撲滅	(1)汚職防止のためのアクションプラン及び具体的措置を引き続き強力に実施する。		GO	事務局		・政府は汚職防止を推進している(多くの汚職事件が発覚し、いずれも広くマスメディアで発表されている)。 ・汚職防止法は、2005年11月28日、国会を通過した。法案策定の過程で広く国民から意見を聴取した。	◎			PRSC4にて、汚職防止強化枠組を条件とすることで支援。また、汚職防止法承認をPRSC5に移行するトリガーとすることで支援。			

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ビジネスセクターと政府とのホットラインの機能を強化する。					<ul style="list-style-type: none"> ・各省にそれぞれホットラインを設置し、2005年11月24日、計画投資省がリストをとりまとめ、日本側に提出した。 ・首相指示13号において、外資企業との会議を4半期に1回開催することを規定。 ・年央と年末にベトナムビジネスフォーラムを定期開催。11月Vietnam forinvestを開催。12月末にも外資企業との会議を開催予定。 	○					
	(3) 税や税関その他の行政制度面での公平、中立、透明性、説明責任及び行政手続の簡素化を進めるための努力を継続する。					<ul style="list-style-type: none"> ・首相は2005年4月5日付けで、行政手続き改革推進に関する指示09号を公布した。この指示には、実施すべき方策、特に2005年中に実施すべき方策が具体的に盛り込まれている。 <p>【ベトナム側は指示9号に基づき実施した内容を文書にて提出する。提出されなければ情報不足により評価できない】</p>	P					首相指示9号(09/2005/CT-TTg. 2005年4月5日)
24 不正輸入の規制	ベトナム政府は、板ガラスを含む全ての商品の不正輸入に対応するための効果的な措置の導入を続けるとともに、取り締まり窓口の調整機能を強化する。	1年以内	GO, MOT	WT7	<ul style="list-style-type: none"> ・板ガラスの横流しの問題も含めた不正輸入の問題を127委員会の議題として取り上げ、具体的な追加対策を講じる。 ・企業の理解を増進するため、市場管理活動に関するセミナーを実施して、板ガラスの取り締まりについて取り上げる予定。 ・市場管理局と板ガラス製造企業は、板ガラスの不正輸入の実態、適正な価格などについて情報交換を行い、効果的な取り締まりに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年4月から市場管理局のホームページを公開し(www1.mot.gov.vn/qltt)、局と127委員会の業務、取り締まり活動を掲載。ホームページには不正輸入のコーナーを設けた(今後充実させる)。 ・不正輸入事案を解決するため、責任体制を以下の通り構築。 <ul style="list-style-type: none"> 一企業等から127委員会あて(事務局である商業省市場管理局長あて)に要請書を出せば、市場管理局が調査する。 一調査の結果、市場管理局の管轄において処理すべきものについては、そのまま市場管理局が処理する。 一市場管理局の管轄外の場合には、商業大臣が127委員会に諮り、関係大臣(経済警察、科学技術省等)が処理する。 ・加工目的で低い関税で輸入した板ガラスの横流しに関しては商業省は厳しく取り締まりをしている。 ・板ガラスについて、現在、商業省は、輸入数量規制による管理はしていない。営業登録を行った企業は、販売及び加工のための輸入を含めて、必要に応じて輸入することが可能である。外国向け用の加工のために輸入すれば、輸入関税を保留、又は免除することが可能である。しかし、輸入税をごまかすためにアセアンの原産地証明書を利用することがある。このように、アセアン諸国間の協力強化の他、127指導委員会は、税関総局に対して、原産地証明書の不正申告防止のための審査、税務総局に対して、国内での脱税及び不健全な競争の防止のために、実際の価格通りのインボイス作成すること等の管理措置を講ずることを求めている。 <p>【取り締まりの成果、不正輸入による損害について、客観的なデータが無いため評価できない。】</p>	P					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
25 法規範の適正化	(1)ベトナム政府は、法規範文書制定法の改正法の施行案内を早期に公布する。また、外国企業に関連する法規範の制定過程においては、外国企業の意見を聴取する。		MOJ	WT5		<ul style="list-style-type: none"> ・司法省は2004年8月10日に決定456/QD-BTP号を公布しており、日越共同イニシアティブにおける司法省に関わる項目の実施計画を承認した。 ・法規範文書制定法では、直接に影響を受ける対象者から意見聴取することを明確に規定している。 ・2005年4月4日首相指示08号において、WTO加盟のための法制定プロセスに関する指示を出した。法規範の制定は、透明かつ明確に行うこと、英訳されたドラフトを公開することを規定。 ・2005年8月に、司法省は、施行細則の政令起草を首相に提示しており、2005年末又は2006年初に公布される見込みである。政令案には、利害関係者から意見聴取すること、20日間の意見聴取期間を設けること、窓口を各省の法制局とすること等を定めている。 ・2005年11月現在、司法省は、公文書審査規制、法律起草委員会の組織・活動規制のドラフトを作成中である。 ・2005年11月現在、司法省は、人民評議会、人民委員会の法的規範公文書の公布に関する政令のドラフトを完成し、2005年末までに首相府に提出予定。 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・PRSC4協議において、「法文書策定過程での関係者との協議義務付けをPRSC5アクションとして合意。 		
	(2)ベトナム政府は、今次司法省内に新たに設立された法規範をチェックする専門局(法規範検査局及び国際法局)の人員、機能を強化する	1年以内に実施				<ul style="list-style-type: none"> ・司法省には文書の事前審査機能を持つ部門(国際法局、刑事・行政法律局、経済・民事法律局)が三つある。その他、同省には地方各レベルにおける文書に対する審査機能を持つ文書審査局があり、これらの部門が文書の統一性を確保するために、重要な役割を果たしている。他方、事後審査機能を持つ部門としては、法規範検査局があり、2003年6月に設置された。 ・司法省全体の能力向上計画に基づき、これら部門の職員の能力向上に取り組んでいる。特に法規範検査局については、公務員の枠を30名確保している(2005年11月現在、実員21名。この他に契約職員4名) ・司法省は法規範文書の処理及び監査について、2004年6月15日に通達No.1、2005年8月15日に決定No.1532号を公布した。 ・首相指示13号において、MOJが法規文書公布審査に係る能力向上計画を策定し、2005年第2四半期に、首相へ提出することを規定。 ・首相は法規範文書の処理及び監査強化について、2005年10月10日、首相指示32号を公布した。この中で、研修、教育計画、経費、技術、設備、自己監査、司法省への報告等について定めている。この指示を実施するため、司法省は能力向上計画の案を策定中。 	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
26 法執行の 適正化	(1)ベトナム政府は、速やかに効率的かつ十分な民事判決執行を確保するための適切な措置を取る。		MOJ	WT5		<ul style="list-style-type: none"> ・司法省は、2004年8月10日に決定456/QD-BTPを公布し、司法省が関連する日越共同イニシアチブの行動計画について承認した。 ・民事判決執行における強制措置に関する政令173号(2004/9/30)を公布した。同政令は当事者の非協力的な態度を防ぐための強制措置と処罰を規定している。 ・スウェーデンとカナダから支援を受け、執行員の能力向上プロジェクトを実施中。 ・司法省は、2005年、執行業務のコンピュータ化プロジェクトを実施 ・司法省は執行者及び執行機関の活動の能力強化のために教育計画を展開している。2004～2005年に執行員候補500人が研修コースを終了した。また、新人の執行員200人、経験を積んだ執行員200人が研修コースを終了した。また、新しい法令を紹介するための研修コースを多数開設した。 ・法執行法案は、2005年11月の国会で審議中。2006年春の国会で通過する見込み。この法案は、刑事・民事両方の対象に、判決執行の基準、中央と地方の機関の権限、司法・警察の権限を規定する。 	○			法整備支援フェーズ3実施中。		決定456/QD-BTP、政令173号(2004/9/30)
	(2)ベトナム政府は、新しい商業仲裁法令に基づき外資系企業がベトナム国内で起こす仲裁事案に外国人を仲裁員として任命することが可能であることを保証する。また、ベトナム政府は、外国要素のある仲裁事案に適用される外国法令の選択に際して、「ベトナム法の基本原則に反しない」という判断は国際的な慣行に則って行われることを保証する		MOJ			<ul style="list-style-type: none"> ・司法省は、アクションプランにおいて保証するとした2つの事項について、法の解釈として明らかであることを保証する。仮に問題が発生すれば、司法省経済・民事法律局が問題解決窓口となる。 	◎				国会常務委員会規則08/08/2003LCPN, 2003/3/10)	
	(3)ベトナム政府は、法規範に対する問い合わせに対する回答を確実かつ迅速に行い、それを公表する企業向け司法相談窓口を各省庁、地方人民委員会、政府機関等に設置する。	1年以内に実施	MOJ, MPI			<ul style="list-style-type: none"> ・政令22号(2004.2.18)により、法を所管する各機関が企業や個人に対し、法律に関する相談を受け、説明する責任があることが規定された。 ・首相指示13号において、MOJが各省庁及び省レベル人民委員会と協力し、各省庁及び省レベル人民委員会が企業に対して提供する法律の実施支援に関し、施行ガイダンスとなる文書を作成し、2005年第2四半期に公布することを規定。 ・2005年11月現在、ガイダンスは策定中であり、2006年第1四半期に公布す予定。 ・越側は、企業が抱える問題解決のために人材をサービスの質の向上として本件を検討すべきと考える。この問題への対応として、各省庁及び地方省の法制局が窓口機関となる。 ・司法省は、企業に対する法律実施支援の強化を目的とした計画を策定中であり、これは、各省庁及び地方の人民委員会が実施する企業向けの法律実施支援に関するガイドライン策定のための準備作業である。 	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(4)ベトナム政府は、以下の点に関する共通のルールを定めるとともにその趣旨を関係行政機関に徹底する。 (ア)審査基準及び標準処理期間の設定・公表 (イ)審査状況に関する情報提供 (ウ)遅滞無い審査開始		MOJ, MPI			・この問題は首相指示13号において、MPIに具体的指導を委任。 ・MPIが起草中の投資法及び企業法の政令案において、企業の設立及び投資手続の簡易化、基準の明確化を行う。	○			PRSC4において、「行政手続の簡素化・透明性向上のための行動計画の発行」をPRSC5へのトリガーとして合意。		首相指示13号 (13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
	(5)日本の法整備支援プロジェクト(フェーズ2)の一環として、全国法制データベース(National Legal Database)が構築され、司法省をセンターとして地方省23省を結ぶ法規範情報のネットワークが構築された。これを全地方省、さらに上記相談窓口と地方人民委員会にも拡張し、地方においても法規範の最新情報が入手できるようにする。		MOJ			・司法省は、国の法律データベースの拡張を計画している。(2004年-2005年に実施)。 ・首相指示13号において、MOJが各省庁及び省レベル人民委員会と連携の下、法律に関する国家のデータベース網を全ての地方に拡大することを規定。 ・2005年11月現在、64省の中で47省に司法省のデータベース網を繋がった(LICA及びSIDAの援助による)今後は、残された各省に拡大される予定である。	○					
27 法曹人材育成	ベトナム政府は、「法体系開発戦略」を早急に制定し、同戦略と「Legal Needs Assessment」に定められたアクションプランに従って裁判所の能力向上、法曹人材の育成を進めていく。日本政府は、かかるアクションプランの妥当性をレビューする。		MOJ	WT5		・司法省は、2004年10月8日に決定456/QD-BTPを公布し、司法省が関連する日越共同イニシアチブの行動計画について承認した。 ・司法省は、裁判官(特に地方の裁判官)の能力向上計画を策定した。(2004年-2005年に実施)。 ・司法省は、2005年、法体系開発戦略を公布した。これに基づき、司法省は、人材の活用、ローテーションができるように、法曹人材の育成活動を継続する。また、職業道徳やインフラに注意を払い、裁判官、弁護士、監察員などの育成プログラムを作成する。	◎			法整備支援フェーズ3実施中。		
28 競争法整備	ベトナム政府は、競争法の早期制定を実現するための関連機関の強化を行う	2004年内	MOT	WT5		・12期国会で政府より国会に競争法の第15次ドラフトに対する意見の聴取が行われた。商業省のホームページにおいてベトナム語と英語で公開し、一般からも意見聴取した。 ・競争法は2004年11月に国会で可決された。 ・また、競争法のガイドラインの策定作業を進めており、ホームページにおいて意見を聴取しているところ。 ・機関の強化に関しては、競争管理課を局に格上げし、人員を増強する方針。 ・競争法は12月3日2004年に国会で成立して、2005年7月1日に施行された。政府はマルチ商法管理に関する2005年8月24日付け政令No. 110及び競争法の施行細則政令案に関する2005年9月15日付け指令No. 116、競争違反の処罰に関する2005年9月30日付け政令No. 120を公布した。 ・競争委員会と競争管理局の職務に関する決定が政府に承認され、公布される。 ・商業省は2005年に公布予定のマルチ商法に関するガイダンスについての通達草案を承認している。 ・現在、競争局の15人の職員の訓練、能力アップへの援助が必要である。 -競争管理機関のモデル構築への援助。 -幹部、職員の教育、能力向上。 -啓蒙への援助。	◎			・「ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査」実施中		

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
29 国際会計基準への移行	(1)ベトナム政府は、2005年までに会計基準、監査基準をすべて公表し、国際会計基準への統合を図るものとする。		MOF	WT3	・日本側は以下要請する。 一 会計法関連規則を全て整備する。	・首相指示13号において、MOFが国際会計監査基準に整合した会計・監査基準を2005年においても引き続き公布することを規定。 ・2005年11月現在、会計基準は30のうち22が公表され、年内に4追加される予定。また、監査基準は37公表され年内に5追加される予定。	○			PRSC4協議において、国際慣行と整合的な会計・監査基準の公布を行なうことをPRSC5アクションとすることで合意。		
	(2)ベトナム政府は、2004年から会計法にもとづく企業会計の普及実施を実行する。				・会計法の施行細則を公布し、会計法の普及活動を実施中。 ・セミナーや研修による普及活動、マスコミやWEBサイトを通じた情報提供により着実に普及を実施。	○						会計法03/2003/QH11、政令128/2004/NDCP、政令129/2004/NDCP、政令185/2004/NDCP
30 手形・小切手決済制度の整備	ベトナム政府は、政令30の改正も踏まえ、手形・小切手を含むは現金決済に代わる決済制度全般に関する研究チームを発足させる	1年以内に実施	SBV	WT3		・政府は、手形の供給と使用に関する政令159号(159/2003/ND-CP、2003年12月10日)を公布するとともに、政令の施行ガイドライン(通達05/2004/NHNN)を策定した。政令は既に施行しており、新技術の導入による手形(電子手形)決済システム導入の拡大、手形決済が適用可能な対象分野の拡大が図られた。同政令では小切手もカバーしている。 ・譲渡手段法は2005年5月に国会常任委員会に上程され、11月に成立する見込み。同法は手形及び小切手の譲渡についてカバーしている。 ・首相指示13号において、SBVが関連省庁の代表を含むワーキンググループを設置し、現金決済に代わる手形・小切手による決済システム開発の研究を行い、首相に提出することを規定。 ・同ワーキンググループは既に設置され、譲渡手段法の実施細則を検討する。	◎ ◎					小切手の使用に係る政令159号(159/2003/ND-CP)(2003年12月10日) 通達

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
31 工業標準・計量制度の整備	(1)ベトナム政府は、マスタープランに沿って、標準の近代化、ISO規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に一層努める。		MOS T,ST AME Q	WT6		<p>・現在、国家標準(TCVN)の内、約25%が国際標準及び外国の標準との整合化を終えている。</p> <p>・ASEAN協力規格内の優先産品20品目との国際標準との整合化が完了している。</p> <p>・2004年8月5日付け首相決定No.14/2004/QD-TTgにより、STAMEQの機能、任務、権限及び組織体系が規定された。</p> <p>・2004年9月21日付け首相決定No.165/2004/QD-TTgにより、国家計量標準に関する2004年から2010年のマスタープランが承認された。</p> <p>・2004年9月21日付け首相決定No.166/2004/QD-TTgにより、国家計量標準の認証制度に関する規定が交付された。</p> <p>・2004年10月21日付け政府命令No.179/2004/ND-CPIにより、生産物及び商品の品質に関する国家管理が規定された。</p> <p>・2004年11月10日、標準化法令の第1ドラフトの第1回意見聴取会議を開催。準化試行的立法(法令)の第8草案が各省庁に送られ、政府に上呈するための意見聴取が行われた。</p> <p>・現在まで(2005年第4四半期)国際基準にたいし、28%の国内基準を調和化した。</p> <p>・標準化法令プロジェクトに関しては、2005年10月5日、国会常務委員会は標準化法令プロジェクトを採択した。同時に、ベトナムにおける標準化活動を根本的に且つ全面的に刷新することを目的として標準化法を制定することを提案した。</p>	○					
	(2)ベトナム政府は、認証制度、試験・検査設備の民間への提供等を含む企業向けサービス改善の具体策を提示する	1年以内に実施				<p>・ホアラック・ハイテクパークに国家計量研究所を設立するプロジェクトについて首相の承認を待っている。</p> <p>・2004年頭より、計量標準に関する試験・検査場の建設プロジェクトが実施されている。現在、設備購入の入札が終わった段階である。2005年末にはプロジェクトが完了する見通し。このプロジェクトは体積、熱量、長さ、時間、重量等の計量に関して改善促進を図ることを目標としている。</p> <p>・測量の実験質建設プロジェクトに関し、現在計画に従い、拠点実験室のために約35%の設備・機材の準備が整った。残りは、入札中であり、2006年中に終了する予定。</p>	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
32 人材育成 (IT人材、 職業訓練 等)	ベトナム政府は、職業訓練及びIT人材養成に一層注力する。		MPI, MOLISA	WT11	・首相指示13号に従って作成する計画について、日系企業から意見聴取を行う。	・2004年4月、政府は職業訓練校ネットワーク計画(首相決定48号)を承認した。 ・現在、職業訓練学校に対する支援が行われている。投資が行われるのは重要と判断された学校に対してのみである。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、企業の要求に応じた労働者の職業訓練計画案を策定し、首相へ提出することを規定。 ・IT訓練強化に関する計画を策定中であり、2005年中に完成予定。 ・首相指示13号の実施に当たり、MOLISAは4つの決定を首相に上程した。 － 農民への職業訓練に関する首相決定 － 寄宿舎学校の少数民族学生に対する職業訓練政策に関する首相決定 － 海外への出稼ぎ労働者のための章句業訓練政策に関する首相決定 － 工業区の労働ニーズに対応する職業訓練計画の批准に関する首相決定。	○	・高等教育支援計画(ITセクター) (2005年度円借款要請)	・2005年度アブレイザル対象とする。	・ハノイ工科短大機械技術者養成計画 ・電力技術者養成 ・道路建設技術者養成計画 ・高等海事教育向上計画 ・JETROからベトナムIT技術センター(VITEC)への専門家派遣(2005年5月～2006年2月) ・JETROからベトナムソフトウェア協会(VINAS A)への専門家派遣(2005年8月～2006年3月)	・高等教育支援事業(ITセクター)(技術協力)実施予定。	
33 経済統計 の整備	ベトナム政府は、新統計法の制定を機に統計総局の機能強化を図り、特に統計利用者向けサービスを充実させる。		GSO	事務局	・JICA開発調査の結果を踏まえ、改革を行う予定。	・2003年末に統計の発展計画が承認され、この中に統計利用者へのサービス提供が規定された。 ・統計局は、2004年10月26日からホームページを開設した。ホームページには、GSOの紹介、ニュース、プレスリリース、統計データ(物価指数、企業実態、社会経済指標等)調査結果、統計手法、関連縫製、Q&A等を掲載し、毎月アップデートしている。(www.gso.gov.vn) ・ホームページの英語化については国際協力局が担当しており、2005年11月現在、ベトナム語版と同様の情報を公開している。 ・国外も含めてニーズを調査した上で、国家統計指標を作成し、現在、首相承認を待っているところ。 ・今後、個別企業に関するデータベースを公開する予定(企業の秘密に関する事項は公開しない)。 ・統計局は2007年より生産動態統計を本格実施する計画。	○	・新産業統計構築プロジェクト		生産統計開発計画調査実施	・2005年11月現在、開発調査団が現地へ赴き、この秋に予定されている試行調査(その2)を実施中。 ・2006年度技術協力案件として、「新産業統計構築プロジェクト」を採択予定。	
	また計画投資省と連携して、投資家からの要求に応じて統計データを速やかに提供できるよう便宜を図る。		MPI	事務局		・計画投資省は、投資家にとって必要な統計情報をホームページにおいて公開している。 ・2005年から新たに追加投資等の統計データの提供を開始した。 ・個別企業の実績データ(雇用者数、売上、利益等)を整備した。今後、投資家のニーズを調査して可能な限り公開する予定。	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
34 都市交通・都市機能	(1)ベトナム政府は、ハノイ及びホーチミンにおいて、開発調査の結果に沿って都市交通の整備を着実に進めるとともに都市交通管理(特に主要都市の交通管理と駐車場整備)改善を進める。		MOT C	WT7	・ホーチミン市の都市交通M/Pを承認する。(日本案)	<HCMC> -HoChiMinh市の都市交通のマスタープラン作成は、JICAの支援により実施された。現在、首相採択待ち。 ・JICAの技術支援により策定中のハノイ市交通開発計画については、首相採択申請のための報告書へのインプットとして現在関連省庁から意見聴取を行っている。 ・交通運輸省はハノイ市人民委員会と協力の下、ゴックホイーイエンビエン間高架鉄道路線のF/S、ハノイーハドン間の軽量鉄道路線のF/Sを終了した。ハノイ駅ーノイバイ空港間の鉄道に関しては、日本の経済産業省の支援により実施中。	○	・ニャットタン橋建設計画(2005年度円借款要請) ・红河橋建設計画(第4フェーズ)(2005年度円借款要請) ・ホーチミン市都市鉄道計画	・2005年度アブレイザル対象とする。 ・2005年度アブレイザル対象とする。 ・2005年度以降承諾の可能性を検討する。	・ハノイ市総合都市開発計画調査 ・サイゴン東西ハイウェイ建設事業第4フェーズ		
	(2)ベトナム政府は、都市機能の分散を中長期的に実施していく。その際、中央レベルで都市開発の受け皿となる行政機関の明確化を行う。		GO			・建設法において、都市計画を所管する中央レベルの行政機関は建設省であることが規定されている。	◎			都市開発に関する集団研修コースでの研修員受入れ		
	(3)ベトナム政府は、交通ルールの遵守、交通マナーの普及啓蒙、交通違反の取り締まりの強化等からなる具体的な対策を引き続き強力に講ずる。		MOT C			・国道の一部区間でヘルメット着用義務が規定された。交通法違反に対する行政罰は、政令第15/2003/ND-CP号に従って厳格に実施されている。 ・国家交通安全委員会は交通安全強化キャンペーンに積極的に協力しており、啓蒙・教育・処罰などの方策が実施されている。 ・国家交通安全委員会は啓蒙・教育・処罰などの方策を実施している。 ・ハノイにおける交通安全モデルに関するJICAのプロジェクトは効果を発揮している。(交通量の規制、信号機の合理的な設置方法、自転車及び歩行者に対する交通安全の教育等)、今後、関連機関は本プロジェクトの効果拡大に向けて検討を行う。	○	・交通安全強化計画(2005年度円借款要請) ・交通安全マスタープラン策定	・今後、調査等も活用し、案件形成を図ることを検討。	JICAによるハノイ市における交通安全モデル事業の実施。	・関連省庁と連携し、ハノイ市を対象モデルとした技術協カプロジェクトを開始予定。 ・国道3号線建設事業(円借。04年度承諾済み)にても交通安全施策強化支援予定。	
35 運輸の効率化	(1)ベトナム政府は、運輸分野への外資系企業の一層の参入(50%以上の出資)を認めることを検討する。		MOT C. MPI	WT7	・日本側はベトナム政府が、運輸分野に関する国際統合ロードマップを早急に承認することを要請する。	・ベトナム政府は関係省庁の意見を集約し、運輸に関する国際統合ロードマップを作成している。現在MOTCから各省庁に意見聴取しているところ。その内容は、外国企業の出資率を段階的に上げる方針。また、国営企業の株式化を通じて、将来的に航空、鉄道の経営も外国企業に開放する。	○					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、南部及び北部での港湾機能の強化、港湾と都市間の道路整備を着実に進める。		MOT	C	<ul style="list-style-type: none"> ・カaimeップ・チーバイ港の詳細設計。 ・交通運輸省は、民間の参加を含めた入札システムについて首相府に提案する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期Cai Lan 港と第2期Hai Phong港の整備案件が行われている。 第1期Da Nang 港の整備案件は実施されている。 -Cai Mep-ThiVai 港の整備に向けた研究試案が完成した。JICA は案件の詳細設計を行なっている。JBICとの円借款契約が締結されている。 -交通運輸省は、港の詳細設計に関する外国コンサルタントの報告に関して首相に提案している。 -ベトナム海事局は港湾の行政手続の改革を実施した。 -JETROはHa Noi-Hai Phong間鉄道の電化についての研究を完成させた。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ハノイ・ハイフォン間鉄道拡充事業(2005年度円借款要請) ・紅河内陸水運整備事業に係る要請あり。(2005年度円借款要請) 	<ul style="list-style-type: none"> ・両案件とも2005年度アプレイザル対象とするのは時期尚早。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カaimeップ・チーバイ港の詳細設計の実施。 ・カaimeップ・チーバイ国際港開発事業 ・カaimeップ・チーバイ港をモデルに港湾管理への民間参入に係る諸制度を整備する技術協カプロジェクトを実施中。 		
36 電力分野	(1)ベトナム政府は、電力分野における外資参入割合規制(20%)を適用せず、電力法にも規定しないことを確認する。	即座に実施	MOI	WT8		<ul style="list-style-type: none"> ・2004年11月10日、電力法は国会で可決された。同法には外資の参入規制は規定されていない。 ・現在検討中の第6次マスタープランでは外資参入を奨励する内容となる方針。 ・2005年11月現在、2015年までに総発電量が3,900MWとなる4つの大規模BOTプロジェクト計画がある。これによってBOTプロジェクトの比率は30%以上になる。 	◎					
	(2)ベトナム政府は、産業用電力料金を周辺国と遜色のないレベルにすることの重要性を念頭に置き、徐々に産業用から他の消費家への内部補助を減らすことを目的とした電力料金政策を引き続き実施していく。				<ul style="list-style-type: none"> ・日本側は以下要請する。 一次回電力料金改訂についても、産業用から民生用への内部補助を減らす方向のものにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は2005年初め、この方針に従って第一回目の電気料金の調整を規定した。2005年11月現在、工業省は、2006年から適用される電気料金関し、家庭用電気料金及びサービス料を値上げ(約10%)し、一方産業用電気料金を現状維持する方向で、第2回目の電気料金改定計画を首相に提出すべく検討中。 	○					
	(3)ベトナム政府は、2004年末までに電力料金の二重価格制を廃止する。					<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金について、首相は2004年12月28日付けで、決定第215/2004/QD-TTg号を公布した。この決定は、2005年1月1日からベトナム人と外国人の電気料金を統一すると規定している。 	◎					首相決定 215号 (215/2004/QD-TTg, 2004年 12月29日)

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
(4)ベトナム政府は、電力多消費の需要家も含め、確実かつ質の高い(電圧変動の少ない)電力供給を行うよう引き続き努力する。				<ul style="list-style-type: none"> 工業省は、計画外停電の補償がされていない案件について、ドンナイ省電力会社に確認する。 MOIは、電力供給の実態に関するデータ及び評価を日本側に報告する。 日本側は以下要請する。 <ul style="list-style-type: none"> 計画外停電の補償の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は電気供給の改善に関する議定45を公布した。この規定には電気供給に関して係争が発生した場合の賠償について規定している。 計画外停電については、契約に基づき賠償する。 水路や水源の状況を常時観察し、各ダム湖の調節ラインを見守る。特にHoa Binh湖(4月、5月)、Ialy湖(5月、6月、7月)、Tri An湖(5月、6月)、Ham Thuan湖(5月、6月)、Thac Mo湖(5月、6月)のような大きなダム湖について注意する。これらの湖では、以前は洪水期の前に貯水量を最低限度にすることを目標としていたが、現在は放水量を最小に減らして発電システムの経済効果を高めることを目標としている。 4月、5月及び6月に、事故が起きた場合を除いて、石炭火力発電所・ガスタービン・重油火力発電所の修理を行わない。運転を止めて修理を行わなければならない場合は、マンパワー・予備物資などを事前に準備して最短期間で事故を克服できるようにする。 乾季における石炭火力発電所・ガスタービン・重油火力発電所、雨季における水力発電所などの低コストの電力供給の信頼性及び連続運転を保証する。 三つの法案における貯水率は(90%、予測、50%)であり、EVNは電力を生産し、様々な供給源から高い値段で電力を購入しなければならず、2005年の発電コスト(燃料費)を増加させている。 各石炭火力発電所は、2005年の乾季・雨季の燃料備蓄計画を作成して、どの季節においても十分な燃料で運転できるよう保証しなければならない。 利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行う。現在EVNは2005年の乾季に安全で安定した電力の供給を保証するため、重要任務を実施中である。電圧の質を保証し電力損失率を減らすため、運転技術及び運転管理であらゆる方策を取っているほか、生産と人々の生活における節電策を特に重視しており、次のような効果的節電策のキャンペーンを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 電力システムにかかる最大負荷を減らすため、生産・経営・サービスの各分野の電力利用者に対し、3価格電力計の取り付けを推進する。また、これらの各施設に交代生産体制の合理的時間配分、交代休業制の実施、不必要な設備の使用制限、広告看板点灯時間の制限または変更、点灯看板の最小化を働きかける。 公共照明システム管理機関と協力して、節電のための合理的な方式を取って、遅い点灯・早い消灯を実施するか、または道路照明システムの一部の照明を消灯する。 行政機関や公共の場所での電気の浪費を避ける。 	○			<ul style="list-style-type: none"> 電力技術者養成プロジェクト 電力設備技術基準調査 		<ul style="list-style-type: none"> 政令45号(2001/8/2) 工業大臣決定27/2002/QD-BCN(2002/6/18) 50/2002/QD-BCN(2002/11/25)

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
					<p>ー 生産及び人々の生活における電力利用を合理的に配分する。大きな電力を消費する設備(空調設備・アイロン・電気調理器・電気湯沸かし器・ポンプなど)をピーク時間帯(18-22時)に同時に使わない。</p> <p>ー 電力効率が高く電力消費の少ない設備(電球形蛍光灯・バラストなど)の使用を増進することにより、10-23%のエネルギー消費を減らすことができる。必要のないときは設備の電源を切るか、またはプラグをコンセントから抜いておく。</p> <p>・現在約1,620万世帯が電気を使用している。もしそれぞれの世帯が40W電球を一つ減らせれば、全国で約600MWの電力使用を減らすことになる。屋内及び屋外の電灯や装飾設備は電力消費量が大きい。EVNは、上記設備の50%を減らすことができれば約200MWの電力消費を減らすことになると呼びかけている。</p> <p>・新電力法に基づいて、電気供給の質の改善に関する政令No. 108(政令No. 45に代わる。)発行した。</p> <p>・2003年の発電量は、2002年と比べて13.36%増加の4128万kWhに達した。極大システム電力は7,408MB、電源貯蔵用総電力は10,010MWに達した。2004年、総発電量は14.2%増加の4,714万kWh、極大システム電力は11.8%増加の8,283MW、電源貯蔵量電力は1,1469MWに達する。</p> <p>・2005年、旱魃や電力工事の遅れから、北部の各省では電力の不足と停電が発生した。しかし、この問題はすぐに克服された。徹底的な克服のため、工業省は2006-2010年の電力案件への投資を指導した。中国から電気を購入して(2006年1,000万kWh、2007年1,400万kWh、2008年1,600万kWhを購入予定); 2006年は送電線システムの建設に注力する。; 独立系の各発電所(IPP)は稼働している。算出結果によると、国家電力システムは15%の送電力が保証できると見られる。</p> <p>・Da Nang-Ha Tinh間の500kV送電線を2005年5月初めに使用開始。これにより南北を結ぶ500kV送電線は2系統になった。</p> <p>・各電力会社は2005年、南部から北部に500kV送電線で大電力を送電するためのリレーシステムを整備中。220kV及び110kV送電線網工事を予定通り整備中。</p> <p>・2005年7月からHa Giang省、Mong Cai、Quang Ninh省で、中国の電力100MWを追加購入している。</p>						

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(5)ベトナム政府は、電力開発マスタープランに沿って基幹発電所の整備をスケジュール通り進める。					・第6次マスタープランの策定作業において、発電所の建設計画の見直しを行っている。マスタープランは2006年初めに承認される見通し。	○	・ニンビン火力発電所増設計画(フェーズ2)(2005年度円借款要請) ・オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設計画(フェーズ4)(2005年度円借款要請)	・2005年度アブレイザル対象とする。 ・次年度承諾の可能性を検討する。	・全国電力システムプランニングに係る専門家の派遣 ・ニンビン火力発電所増設事業(フェーズ1) ・エネルギー政策アドバイザーを2004年度から派遣 ・第6次全国電力システム開発基本計画策定支援		
37 通信環境の改善	(1)ベトナム政府は、周辺地域の通信料金の平均を維持するという努力を引き続き進める。製品の効率性向上、供給者のコスト削減等を通じて引き続き国際通信料金(国際通話料金と国際専用線料金を含む)の削減を行う。		MPT	WT8	・日本側は以下要請する。 一今後、更なる料金値下げを望む。	(1):国際通信料金の引き下げに関して: —2004年: 郵政通信省は2004年5月1日から国際通信料金及び国際回線レンタル料金を引下げる政令No.17およびNo.18/2004/QD-BBCVTを公布した。これにより、国際通信料金は、平均22パーセント値下げ、国際回線レンタル料金は、5-22パーセント値下げされた。 —2005年: 2005年4月28日付け郵政通信省の政令No.11/2005/QD-BBCVT号により、国際回線レンタル料金は20-40パーセント値下げされた。 2005年7月29日付け郵政通信省の政令No.24/2005/QD-BBCVT号により、ベトナムの国際通信料金は平均16パーセント値下げされた。 このように、2004年、2005年の2年間を経て、ベトナムの国際通信料金は地域の平均と比べて低価格の水準を維持して、ベトナムへの外国投資のコスト削減、外国投資誘致を可能性を高めている。	○					郵政通信大臣決定(17/2004/QD-BBCVT)
						—2004年: 郵政通信省の公布した決定により、IXP、ISP業者のレンタルする国内回線および国際回線の使用料を25-36パーセント引き下げられ、インターネットサービス提供者の料金も引き下げられた。2004年上半年期において、国際インターネット回線の容量は1.5倍増強された。(740-1,096Mbit/s) —2005年: 郵政通信省は引き続き決定No.11、No.12、No.13、No.14、No.15/2005/QD-BBCVTを公布した。これにより、IXP、ISP企業のレンタルする国内回線および国際回線の料金は10-40パーセント引き下げられ、インターネットサービス提供者の料金も引き下げられた。国際インターネット回線の容量は引き続き拡充され、11月には2,997Mbit/s(2003年末と比べて4,05倍)となり、ベトナムの国際インターネット利用の利便性を高めている。	○				郵政通信大臣決定11(11/2005/QD-BBCVT)及び12号12/2005/QD-BBCVT)2005年4月28日	

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、メンテナンス、安全性、効率性の観点からインターネット事業者の能力が向上されることを支援する。このような目的のため、ベトナム政府は、外資参入のスケジュールを早める。		MPT、MPI		<p>・日本側としては以下の課題が残っていると認識。</p> <p>① 実際にユーザが問題なく利用できる割合(稼働率)の向上。</p> <p>② 障害回復の迅速化(カスタマーサービスの向上)、及び障害を未然に防ぐ措置の徹底。</p> <p>③ トラフィック増に応じた、国際インターネットバックボーンの拡充。</p> <p>上記課題解決の為に100%外資の参入により競争環境を早急に整備すること必要であることから、日本側は以下を要請する。</p> <p>—IXPへの外資参入について、検討を行うこと。</p>	<p>—2004年: 郵政通信省の公布した決定により、IXP、ISP業者のレンタルする国内回線および国際回線の使用料を25-36パーセント引き下げられ、インターネットサービス提供者の料金も引き下げられた。2004年上半期において、国際インターネット回線の容量は1.5倍増強された。(740-1,096Mbit/s)</p> <p>—2005年: 郵政通信省は引き続き決定No.11、No.12、No.13、No.14、No.15/2005/QD-BBCVTを公布した。これにより、IXP、ISP企業のレンタルする国内回線および国際回線の料金は10-40パーセント引き下げられ、インターネットサービス提供者の料金も引き下げられた。国際インターネット回線の容量は引き続き拡充され、11月には2,997Mbit/s (2003年末と比べて4.05倍)となり、ベトナムの国際インターネット利用の利便性を高めている。</p> <p>・2010年までの電気通信とインターネットに関するマスタープランは関係省庁の意見聴取し、2005年第3四半期に首相に提出済み)</p> <p>・首相指示13号において、MPTはMPIと連携の下、2005年第3四半期に郵政・通信分野における外国投資に対する規制を撤廃するための検討を行うことを規定。郵電省は計画投資省に対し、投資法において米越通商協定に沿った規制撤廃が実施されるよう、意見を提出した。</p>	○					郵政通信大臣決定(18/2004/QD-BBCVT)、2004年4月9日首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)
38 排水処理・産業廃棄物処理	(1)ベトナム政府は、産業廃棄物についての実態調査を行い、適切なリサイクル及び処理・処分ができる体制、制度を探るマスタープラン計画の策定に着手する。また、産業廃棄物の処理・処分の受け皿でもある処理公社の体制改善を実施する。	1年以内	MONRE	WT2	<p>・廃棄物に関する調査・評価を2003-2004年に実施した。また、廃棄物に関するインフラ総括評価を2004-2005に実施しており、これを踏まえ、廃棄物処理場に関するマスタープラン・ドラフトを策定し、関係省庁から意見聴取をしているところ。</p> <p>・首相指示13号において、MONREが2005年第2四半期に、産業廃棄物の現状を首相に報告すること、及び2005年第2四半期に、産業廃棄物処理を行う都市環境公社の能力向上計画を策定し、首相へ提出することを規定。</p> <p>・生産拠点の汚染問題について計画を策定。計画では2007年までに439カ所、2012年までに4000カ所改善する。</p> <p>・MONREは2005年4月21日、環境に関する全国会議を開催した。会議では、この内容の実施に関する多くの方策への言及があった。具体的には環境保全事業への投資額を増やすための方策である。</p> <p>— 環境保全事業への投資額を現在の国内総生産(GDP)比0.18%から同1%に増加する。</p> <p>— 資源税、環境に関する各種手数料などに関する規定の改善を研究する。</p> <p>— 環境基金の活動を推進する。この基金は、各企業の環境保全事業への財政支援を行うために、2004年から活動している。</p>	P	<p>・ハノイ水環境改善事業フェーズ2(2005年度円借款要請)</p> <p>・ホーチミン市水環境改善事業フェーズ2(2005年度円借款要請)</p>	<p>・両案件ともアプレイザル対象とする。</p>	<p>・ハイフォン都市環境改善事業</p>		首相指示13号(13/2005/CT-TTg、2005年4月8日)	

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
						【MONREがモニタリング委員会に出席しなかったため評価できない】						
	(2)ベトナム政府は、環境基準の適用遵守、取り締まり、処罰実施を全ての企業に平等に適用することを保証する。					・政令216/1998に基づき、環境基準の取り締まりを実施している。同政令に基づき外資と国内企業を差別しないことを保証する。 ・改正環境保護法のドラフトに、外資と国内企業を差別しないことが盛り込まれている。法案は2005年末の国会常任委員会に上程され、2006年5月の国会で成立する見通し。 【MONREがモニタリング委員会に出席しなかったため評価できない。】	P					
39 経済インフラへのJBIC国際金融の積極活用	(1)ベトナム政府は、日本の関連機関と協力しつつ国際金融資金についての認識を高めるよう知識の普及宣伝を図るとともにASEAN各国の国際金融資金利用状況について調査を行うなどして、その利点や利用法等について研究し実際のインフラ案件、プラント案件への導入を進める		MPI	事務局		・外貨資金調達にかかるスタディツアー、セミナーに参加するなど情報収集を図るとともに、Export Credit Financeなど様々な資金調達手段にかかるメリット・デメリットを検討すべく、当該セミナーの場において参加各国と意見交換をしてきている。 ・現在、JBIC国際金融を含めた各国のExport Credit Financeの利用を前提とした入札案件は、発電プラント、セメントプラントを中心にできており、個別プロジェクト組成の初期の段階から、事業実施主体に対しては資金調達にかかる情報提供を行ってきている。JBICはセメントプラント及び発電プラントに対し、これまで2件の輸出金融供与を実施している。	◎			・財務省による債券市場整備にかかる調査—債券市場ワークショップを官民共同で開催	・財務省による債券市場整備にかかる調査（第二フェーズを予定）	
	(2)ベトナム政府は、大型の経済インフラ、プラント案件に対して、政府の保証枠を柔軟に割り当てていく。		MOF	事務局		政府保証については、高い経済性が見込める製造業、インフラ事業を対象としており、JBICが輸出金融を供与した2案件についても政府保証が供与されている。また、上記(1)記載の入札案件は政府保証が前提となっている。	◎					
40 四輪産業	産業発展政策及び税システム(主に乗用車)											

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
同規	(1)ベトナム政府は、自動車および部品産業の発展計画の策定に関し、外資系メーカーの意見を聴取する。日本政府は、各方面からの技術専門家の派遣などの種々のスキームにより四輪産業M/Pの策定を支援することを検討する。		MOI	WT9		<ul style="list-style-type: none"> ・2004年5月19日に四輪産業M/Pを工業省から首相府に提出した。内容的にはライセンスの遵守、部品やエンジンの製造奨励、バスや軽トラックの製造奨励などが含まれている。 ・ベトナム自動車製造協会(VAMA)には2004年8月20日、マスタープランのドラフトが提示された。 ・2004年8月24日、JAMAはマスタープランの承認前にVAMAとの意見交換を行うようMOIに要請し、MOIは9月末までに会議を開催すると約束した。 ・会議が開催されないまま、2004年10月5日、M/Pは首相承認された。 ・2005年4月18日、ベトナム側関係機関(MOI、MPI、MOF)とJAMAとの会議において、政策を決定する前にVAMAから意見聴取するという基本原則に合意した。また、MOIは実施計画の策定過程でVAMAから意見聴取すること約束した。 <p>【実施計画に関し、判断できる情報が不足している】</p>	P					
	(2)日本側は、「*ベトナム政府は、法律施行により自動車市場に対する深刻な影響が見られる場合には、国会に対して特別消費税法の見直しを検討するよう提案する。この影響については、2004年4月以降定期的に自動車メーカーとベトナム政府の関連機関から構成されるワーキング・グループにより評価される。*ベトナム政府は、2007年までCKD部品輸入関税を現状に据え置く。*ベトナム政府は2004年1月からのCKD1輸入の廃止を当面見送る。(モデルトライアルとしてのCKD1は不可欠。)(MOF)」と記述することを提案した。これに対してベトナム側は、これらの諸点の削除を要求した。両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。		MOF		<p><SCT></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本側は以下要請する。一自動車市場拡大に向け、SCTの引き下げ、並びに輸入関税など税体系の見直しを検討すること。 	<p><SCT></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCTの引き上げにより自動車価格の上昇、販売台数の相当の減少、税収減、労働者の解雇等の状態が起こっている。 ・財政省を含めた越政府は状況をきっちりとモニタリングしている。 ・法律の安定性を保つという観点から、法律改正は時期尚早。最低一年間の法律実施状況を把握し、政府から国会に対して、法律改正を提案するかどうかを検討していきたい。 ・2004年8月24日、上半期の自動車市場の状況を評価する合同会合が開催された。 ・2004年8月30日、VAMAからSCT引き上げを凍結に関する陳情書を提出した。 ・2004年9月13日、財政省からの示唆に基づき、JAMAからSCTの更なる引き上げを見送るよう要請する文書を提出した。 ・2005年4月18日、JAMAとベトナム側関係機関との会議において、JAMAは次回国会でのSCT引き下げを要請。 ・2005年7月18日、ベトナム側関係機関とJAMAがハイレベルの会議を行い、財政省はSCTの見直し案を国会に提出する見通しであることを説明した。 ・2005年11月の国会において、SCTの税率を2006年1月から50%(定員5人以下)、30%(定員6人以上15人以下)、15%(定員16人以上24人以下)とする法案を提出した。この税率は輸入完成車についても2006年月から適用される。 	—					改正特別消費税法(第11期第3回国会)

アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス	
		越	日本						実施済み案件	今後の実施案件		
<p>・2004年11月23日の第1回評価・促進委員会までの議論により、以下の行動計画に合意した。日越双方は、今後、合意された行動計画の進展をフォローアップする。 「CKD関税からバイパーツ関税への移行に際し、適切なバイパーツ関税の設定と両制度の適切な並行運用を行うために、ベトナム政府と自動車業界で構成するTFを設けて検討を行う。」</p>					<p><CKD部品関税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、財政省内部で以下の線に沿って検討中。 ・2004年10月5日に承認された自動車産業M/Pの中にも一部税制について触れられている。 ・CKD部品関税については、2003年8月に、今後段階的に引き上げるとの方針を発表したが、外資系企業からの意見も踏まえ、引き上げロードマップは破棄した。これに伴い、今後はパーツ毎の関税を検討していく必要がある。その際、国産化の可能性があるかどうかに着目して検討。ベトナム政府は、CKD1関税を廃止し、それに代わる部品毎への課税リストの策定を検討中。財務省は、国内生産の可能性に見合った部品毎への課税リストを策定中。 ・また、特に国産化を優先的に進める幾つかの部品(モーター、エンジン、ギアボックス、トランスミッション)については、国内生産に対して国内税制に関する優遇税制を適用することを検討している。 ・2004年11月8日、財政省主催で自動車業界との意見交換会を行い、財務省はバイパーツ関税への移行にあたり、CKD関税との並行運用の必要性に理解を示した。 ・2004年11月15日、自動車業界は財政省の意見聴取に応じ、部品関税に関する回答書を提出した。 ・2005年4月27日、VAMA及び国産4社と財政省が部品関税について会議を行った。企業側は以下の4点を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> ーバイパーツ関税は、MFNレートだけでなく、CEPTについても併せて公表すること。 ーカテゴリーを跨ぐ共通部品については同じ税率を適用すること。 ーバス・トラックの関税は、現状ではCKDよりもバイパーツが高い場合があるので、これらを引き下げること。 ーバイパーツ関税の実施時期を明確にすること。 ・以上4点の要請については、首相と財政大臣に報告された。 ・2005年6月、VAMAは財政省に対し、バイパーツ関税に関する意見書を提出した。 ・財政省は、2005年9月10日付決議第57号によりバイパーツ関税の税率表を公布した。 ・2006年1月から12月までの間は、CKD部品関税とバイパーツ関税の税率を企業が任意で選択できる。 ・今後、決議第57号を実施するための通達(ガイドライン)を公布する予定。財政省は通達策定の際にVAMAと協力する。 	○						
<p>(3)ベトナム政府は、現地調達比率については、日越投資協定のAnnexに定められた計算方式及び控除項目を統一的に用いるものとする。また、国産化義務付けの期間については、越政府のWTO加盟もしくは、2006年末いずれか早期に到達した時点までとし、義務付けられる国産化比率は5%を上限とする。</p>		MOI, MPI, MOS T			<ul style="list-style-type: none"> ・2004年10月1日、科学技術省は4輪車の現地調達率に関する通達を公布した(2005年1月1日施行予定)。しかし、2004年12月19日に日越投資協定が発効するため、同協定が同通達より優先して、日系企業が同通達に従う必要はない。 	◎					MOST通達27号(2004/10/5)	
中古トラック												

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(1)ベトナム政府は、現在、生産後の経過年数による制限の無い中型トラック(GVW5トン以上のカテゴリー)についても、小型トラック(GVW5トン未満のカテゴリー)と同様に、生産後5年以上経過している中古トラックの輸入を認めないという規定を設けるためのロードマップを1年以内に策定する。		MOT MOS T	WT9		・輸入規制は2006年初めから実施する。 ・中古品輸出入管理に関する政令案は首相に提出した。政令案では、全てのカテゴリーの中古トラックの関税率を設定している。また輸入できる中古トラックは、車齢5年以下で、厳しい環境及び技術基準を満たすものに限っている。	○					
	(2)日本側は、「*ベトナム政府は特定の中古トラック完成車と新車トラック完成車との関税差を2004年以降現行の50%以上に維持する。〈MOF〉 *ベトナム政府は、CKD部品関税を2007年まで据え置く。〈MOF〉」と記述することを提案した。これに対してベトナム側は、「ベトナム政府は2004年に特定の中古トラック完成車の関税を新車トラック完成車の関税よりも高くする。」と記述することを提案した。両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。		MOT, MOF		・税率を検討する際には、日本企業から意見聴取する。	・ベトナム政府は日本側の提案を検討中。しかしながら、国内生産の可能性と需要を検討した上で、税率の引き上げを検討する。 ・財政省は、20トン以上のトラックについて、国内生産がされていることは承知しており、国内生産を奨励する必要性を認識している。 ・2005年10月13日付決議第69号により、GVW20t以上のトラックの輸入CBUの関税を10%から20%に引き上げた。中古車の関税については、今後政令において定める。	—					
	(3)VR(Vietnam Register)は、生産後25年以上経過している車両については車検認可を停止する	半年以内に実施	MOT C		・日本側は以下要請する。 一政令の運用強化	・政府は中古トラックの使用年限(トラックは25年、乗用車は20年、改造車両は17年)を定めた政令23号(13/1/2004)を公布した。(2004年から段階的に適用され、2007年2月以降完全実施) ・2005年6月から、車検登録局及び警察と協力して、対策を強化した。 ・具体的には、 一警察と協力して国道各所で検査している。一車両リストを地方政府に連絡し、所有者に関する情報を入手している。 一車両リストを新聞や車検登録局のウェブサイトで公開し、情報を流通させ、消費車が違法な車両を買うことを防いでいる。 一国民に対して違法車両でないことを確認してから購入するように指導している。 ・これらの対策の結果、違反車両が使用されている例はほとんどなくなった。	○					政令23号
41 二輪産業	開発政策											

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
育成	<p>(1)日越双方は、投資ライセンス申請時に企業が提出したF/Sの性質について議論した。日本側はF/Sはあくまでもその段階における見込みにすぎず、いかなる意味においても企業の活動を制約するものではないと理解している旨主張した。特に、日本側は外資系企業のみ生産制限が適用されることは日越投資協定に反するおそれがあり、かつ、ベトナムへの日本の直接投資に悪影響があると考えている。これに対してベトナム政府は、原則としてF/Sは企業の生産量を制約しないが、企業の実際生産能力を勘案しつつも、同時に社会経済状況と国内市場の規模も勘案し、事前の通知と協議を経れば企業の実際生産能力は制約しないと主張した。両者は、「評価・促進委員会」を通じて議論を継続することを決定した。この関係でベトナム政府とJAMAなどの産業界との間の協議は推奨される。</p> <p>・2004年11月23日の第1回評価・促進委員会までの議論により、以下の行動計画に合意した。日越双方は、今後、合意された行動計画の進展をフォローアップする。 「ベトナム政府はF/Sを根拠とした生産制限を行わない。 ・計画投資省は、F/Sを根拠に生産制限しないこととする議決案を首相に提出する。議決案には通達22号の改正を含む。」</p>		MPI	WT10		<p>・政府事務局は2005年4月11日付けで、公文書第1854/VP-CP-QHQT号を出した。公文書は、外資系オートバイ生産組立企業のFSによる生産量制限規定に関して、計画投資省の廃止要請に対する首相の同意意見を伝えている。</p>	◎					<p>政府官房 公文書 1854号 (1854/VP-CP-QHQT, 2005年4月11日)</p>
	<p>(2)バイクおよび部品産業発展戦略の策定 工業省は、客観的分析能力と反応力を有する学者や第三者から構成されるタスクフォースを編成し、企業の生産計画の裏づけに関するヒアリング調査を行う中でバイク産業全体としての規模拡大の条件と可能性等を詳細に学び理解する。この結論(複数のシナリオ)を参考にしつつ、ベトナム政府は、関係各省の協力を得て、また、バイクメーカー(地場のみならず外資も含む)の意見を十分に尊重しつつ工業省により策定されたバイク産業に関する総合的発展戦略を了承する。</p>	1年以内に実施	MOI			<p>・この問題は首相指示13号で規定された。それによると、MOIは2005年第2四半期内に実施する責任がある。 ・二輪産業の発展戦略は首相府に提出済み。 ・二輪車分野については、JICAの技術支援により工業省工業戦略政策研究所が二輪車裾野産開発計画を策定することが合意された。その合意内容によれば、上記の計画策定支援のため2005年7月に専門家が派遣される予定であったが、実際には9月にずれ込んだために策定作業が始まったばかりの段階であり、計画の初期ドラフトが策定されるのは2006年中旬と思われる。</p> <p>【日本側は戦略が公布されていないことから△と評価。ベトナム側は○と評価。】</p>	P			<p>・工業省に対し、二輪車産業マスタープラン策定支援のための専門家を派遣中。</p>		<p>首相指示13号 (13/2005/CT-TTg, 2005年4月8日)</p>
	オートバイ部品の輸入関税区分の変更と輸出インセンティブの付与											

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス	
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件		
	(1)二輪車部品の関税改正 ベトナム政府は、「外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が可能か否か、それらからの調達が可能か否か」という基準に基づき現行の関税率表(MOF、Import-export Tariff)における部品群と関税率を改定する。その際、国内で調達できる部品についてはより高い関税を課す一方で技術的に高度で国内調達ができない部品については低い部品輸入関税を適用する。どの部品をどの区分に対応させるかのリスト作成においては、バイク部品メーカーの意見を十分に反映させ現実に即したリストを作成する。ベトナム政府はバイク部品産業発展のための措置を講ずる。		MOF	WT10	・日本側による具体的な見直し提案に基づき越政府と外資系企業との間で意見交換を実施する。 ・財政省は、部品関税のドラフトについて企業から意見を聴取する。	・日本側は、2004年11月10日に具体的な見直し提案を財政省に提出した。 ・財政省は、二輪産業のマスタープランに基づいて関税率表を策定する予定。しかし、二輪産業のマスタープランはまだ決定されていない。 【日本側は関税率表の改訂が行われていないため△と評価。これに対し、財政省は○と評価。】	P						
	(2)輸出インセンティブの付与 ベトナム政府は、二輪産業の輸出を促進するため、企業からの意見を聴取しつつ輸出インセンティブの強化のための措置を研究し、実施する。					・2005年11月現在、ベトナム政府はWTO加盟を目指して政策を見直している。こうした状況の変化を踏まえ、日本側としては輸出インセンティブの強化を求めないこととする。 ・財政省は、輸出入税法に基づく輸出入手続きの簡素化を実施済み。	◎						
	オートバイ部品の品質管理基準等												
	(1)ベトナム政府は、品質基準の制定に際しては、前もって、経済的効率性と透明性を確保するという観点から誠実かつ十分な形で外資系バイクメーカーの意見を聞く。		MOST、MOTC	WT10	・引き続き、品質基準・品質規制を決定する際には外資メーカーから意見聴取を行う。	・MOSTとMOTCは、外資メーカーの意見を聴取して品質基準を決定している。 ・意見聴取の日時については、時間的余裕を持って外資メーカーに連絡している。 ・MOTCでは規制の影響を受ける主要各社に、必要な時間を確保して直接意見を聞くことをルール化している。	○						
	(2)ベトナム政府は、関連機関の役割を調整・整理することを通じて品質基準手続きの簡素化を行う。					・MOSTとMOTCの責任分担を明確にするため、2000年の品質基準法令に整合する共同通達を準備していたが、2005年11月の国会で標準化法案を審議中のため、これに整合する通達を策定中。 ・いづれにしても、交通に関する規則・基準はすべてMOTCが決めることになる。	○						
42 電機産業 及び電子 産業の育 成	(1)ベトナム政府は、WTO-TRIM協定との整合性を念頭に置きつつ、ベトナムの電機／電子産業の組み立て企業の現地調達化努力を引き続き促すキット関税率体系を検討する。		MOF、MPT、MOI、MOT	WT11		・ベトナム政府は、WTO加盟を控え、2004年1月1日関税体系を改訂した。	◎						

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
	(2)ベトナム政府は、電子部品組み立て企業のコスト競争力強化と現地化推進のため、外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が難しい品目の関税ゼロ化も含めた新関税体系を2004年の出来るだけ早急に策定し公表する。				・企業からの意見聴取 ・日本側は以下要請する。 一関税率表の早期に公布すること。 一家電(AVと白物)の部品関税をゼロとすること。	・財政省は、2004年内の関税決定を目指し郵政通信省及び企業から意見を聴取している。郵政通信省も企業から意見を聴取している。国内生産できない部品(或いは、できる部品)について企業から情報提供を得て、関税を決定する。 ・郵政通信省は財政省に対し、組立メーカーと部品メーカーのバランスを考慮して以下を提案した。 一完成品よりもキットが、キットよりもバイパーツの関税が低くなること。 一国内で生産できない部品の関税はゼロ程度、生産できるものは完成品の50%まで下げること。 ・財政省は、上記提案を首相に提出した。 ・2005年4月28日、日系企業と韓国系企業5社は共同して、首相あて(ccで財政大臣あて)に要望を提出した。 ・2005年5月4日、電機電子産業協会は、財政省が開催した部品関税の説明会において、意見を述べた。この内容について、同協会から財政省に意見書を提出する予定 ・財政省は、税制戦略に沿って改善を進めており、電子部品の税率を公表した。 ・2005年11月15日、財政省は税率に関する意見徴収を行う。 ・外資と国内の企業の意見が一致すれば、2005年末までに関税率表を公布する予定。	△					
	(3)ベトナム政府は、1年以内に地場企業や外資系企業に共通にガイドラインとなる電機電子産業マスタープランを策定する。		MPT MOI			・郵政通信省は既に計画投資省に対して電機電子産業マスタープラン策定に係る支援の要請書を提出した。 ・郵政通信省は、2010年までのベトナム電子産業発展マスタープラン策定支援プロジェクト(MPEI)枠内に技術協力プロジェクトを補充登録した(2004年12月28日付公文書第2583/BBCVT-CNCNTT号)。内容はMPEIを2期に分けて実施することである。 - 第1期:専門家協力の形による実施(2005年7月から開始)。 - 第2期:研究開発協力の形による実施。 ・日本政府は、郵電省と協力して電気・電子産業マスタープランを策定するための専門家を派遣した。 ・郵電省はマスタープラン作成グループを設立した。2006年第3四半期に首相府に提出予定。	△			・郵政通信省に対し、電機電子産業マスタープラン策定支援のための専門家を派遣中。		
	(4)工業標準の近代化とISO規格との整合性を図り、関連規格とこれを実証するため、STAMEQなどの機能を拡充する支援を行い、品質管理、工業標準を向上させる。		MOST			・項目31(1)を参照。	○					
43 セメントJV追加投資時最低出資比率規制(40%)の廃止	ベトナム政府は、セメント産業MP/P(2001年11月の首相府決定164号)における資本比率規制(40%)の文言を削除するとともに、資本比率は合弁当事者の合意に委ねるべきことを明確にする。	即座に実施	MOC	WT12		・2004年中に承認された外資系2社の増資に際し、建設省は資本比率を制限しなかった。建設省は今後も資本比率を制限しないことを約束する。	◎					

	アクションプラン	実施スケジュール	担当機関		当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA要請	日本側の観点	日本ODAによる支援		レファレンス
			越	日本						実施済み案件	今後の実施案件	
44 ベトコンバンクの長期延滞債権問題	ベトナム政府は、ベトコンバンクに対して、ベトコンバンク向け長期延滞債権問題の解決を要求するとともに即座に解決策を探すよう指導する。またベトナム政府は、関係者間でこの問題を議論するための機会を2004年3月までに設けるなど、取りうる全ての措置を講ずる。		SBV	事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・2004年2月以降、Vietcombankと日本側の関係機関(日本大使館、経済産業省、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)など)の会議が開催され、その後、双方はそれぞれの観点に基づくオフィシャルレターを交換。 ・2004年11月11日、中央銀行、Vietcombank、日本大使館、NEXI等日本側債権者による会議において、中央銀行及びVietcombankは、日本側債権者を合法的債権者として認めた。 ・2004年11月19日、Vietcombankと日本側債権者の長期延滞債権問題は解決した。 	◎					